

信州大本願
江戸青山 善光寺智昭上人の生涯

鷹 司 誓 玉

緒 言

善光寺大本願には近世兼帯所として江戸青山善光寺と大坂阿弥陀池和光寺との二ヶ寺があった。当時の政治経済等の文化の二大中心地にあった東西のこの両寺は前者は幕閣並びに諸大名家や上野東叡山などとの交渉・後者は京都の朝廷や公家・聖護院門跡との交渉に当るなど信州善光寺尼公上人の出先機関としてそれぞれ重要な役割りを担任していた。

江戸善光寺の開創は大本願百九世智慶上人で、慶長六年豊島郡谷中に七千五百坪の地を下附され堂宇を建立したと伝えられ、現在大本願には「谷中村善光尼寺領五石余」と記す慶安元年及び貞享二年の朱印状写しが存する。その寺観について史料は不備であるがのちに建立された青山善光寺の伽藍が谷中のものと全く規模や配置を模してつくられたと伝えられるので概観を遡って推測することは可能である。その地は元禄十六年十一月の江戸大火で全焼し善光寺坂の名称のみ残り、宝永二年同じ豊島郡の上渋谷村青山百人町に替地をうけ徳川綱吉以降家茂に至る歴代將軍家の「谷中村善光尼寺領同郡上渋谷村の内におゐて五石余云々」との朱印^①をうけている。

徳川家と善光寺上人との関係が密になった理由は不明であるが寛文元年三代將軍家光の正妻本理院殿から台徳院(二代秀忠)・崇源院(秀忠の正室)・大猷院(家光)等の追善のため大型文庫が信州善光寺に奉納せられ、崇源院や本理院の御霊屋が大本願敷地内に建立されて以来折々の修復費の寄進がなされ、閉鎖的環境にあった大奥女性たちが信仰の手引きを同性の出家尼公上人に求めるようになったのではなからうか。ことに綱吉の生母桂昌院はいわゆる信心深い女性として知られて居るが元禄十四年信州善光寺如来の江戸出開帳があつた折には四月二十五日開帳場の谷中感応寺に参詣し、更に閉帳後三ノ丸に如来を招待^④拜礼している。爾後江戸において善光寺関係の開帳があつた場合は閉帳後如来登城が慣例化し、その都度上人が大奥に向向して開扉し將軍家夫妻はじめその子女にも「お目見え」して老女や表使衆とも親交をもつようになり、年間を通じて年賀・中元・歳暮や各季の節句などに祝儀の書状や金品を贈答する例が多かつた。

斯様に江戸の善光寺は智慶上人を初代住職として、文久元年第九世誓円尼公が伽藍崩壊後の再興のめどが立たぬまま青山を引あげて信州に常住されるまでの約二百六十年間にわたり種々の法務事務を行った。この間の歴代上人の在職年限をみると次の通りである。但し前三代までは晋山年代が未詳のため過去帳に記された前代住職の迂化年次を上限とみて仮りに在職年数を算出したものである。

信州 青山

在職年数

智慶 一〇九世・一世 (信州晋山不詳 慶長六年青山開創・同一七年迂化)

二五年?
青山にて二一年?

誓信 一一〇世・二世 (入寺晋山未詳 寛永六年迂化)

一八年?

智伝 一一一世・三世 (入寺晋山未詳 寛文一二年迂化)

四四年?

善光寺智昭上人の生涯

誓伝 一一二世・四世 (寛文七年入寺・同一二年晋山
元禄一年隱居・享保一九年迁化)

二七年

智善 一一三世・五世 (貞享三年入寺・元禄一年晋山
享保二年迁化)

三〇年

誓興 一一四世・六世 (享保一七年入寺・晋山
宝曆二年迁化)

二二年

智観 一一五世・七世 (宝曆三年入寺・晋山
寛政二年迁化)

三八年

智昭 一一六世・八世 (寛政三年入寺・晋山
天保七年迁化)

四六年

誓円 一一七世・九世 (天保三年入寺・同八年晋山
文久三年信州に帰寺・明治四三年迁化) 青山にて 七四年
二七年

歴代住職は在職中に後継者を定め附弟として養育しておき、迁化と同時に年令のいかんをとわず直ちに住職を継承するのが慣例であり、入寺から晋山までには当然何年間かの修業期間を経験する立て前であったが、中には法嗣が決定しないうちに迁化されてしばらく住職を欠いた時もあり、或いは公儀等に病氣と届け出て喪をふせたまま法嗣を求め、入寺を得てのち迁化を発表し得度と同時に住職就任した智観上人や智昭上人の例もあり入寺と晋山が同時と見做された場合もあるのでここに掲げた在職年数は前三代については一応の推定である。

大本願には「大奥御用日記」と称するものがあり詳細さまであるが延享二年から明治四年に至るまでの百二十五年間(うち二十三年分を欠く)にわたり上人身辺の日常の記録が一括保存されている。その他にも公文書の写しや、寺役人を通じての公私にわたる往復書簡のひかえ、奥向きの記録の断片に至るまで相当多数の文書類がこのようにあるが、延享以前のものは殆んど残存せず、たまたま現存資料の文中に先例として記載された事項が散見するだけで、信州と青山両寺往還についても初期の実状を知り得ず残念である。

このようなわけで日記その他の資料が豊富に揃っていて善光寺上人の日常を如実に考察出来るのは智観上人以降

である。ことに同上人には自筆の記録冊子六巻があり当時の一尼僧としては恐らく他に例のない業績と思われる。当時の善光寺上人は幼少で任命を継いだ場合が多く成年に達するまでは当然老尼や寺役人が法務寺務を代行し、あるいは実家からの補佐や実質的援助をうけた。これは当時の寺院機構が幕府の宗教行政のもとに固定しており、先例故実ののっとり寺社奉行や本山の指示の通りに従って居れば住職の年令の如何にかかわらず一応大過なく寺院の運営が可能であった事をものがたっている。

智昭上人も記録中にはとり立て晋山式の行われた記述はないが九才で入寺し、得度後直ちに住職としてのあつかいをうけ先代智観上人の隠居手続き、迂化を公表し葬儀を執行してのち上人位勅許を得ている。而して天保七年十一月十日迂化されるまでの四十六年間さいわいにして奥日記に欠年がないので約半世紀にわたる寺史の流れと一尼僧の歩んだ人生の軌跡をたどる事が出来るのである。

本 論

一、寛政一享和年間（九才―二七才）

〔入 寺〕

寛政二年初頭から四大不調で医薬を常用された智観上人は六月二十七日青山善光寺において迂化された。未だ定つた後継者のなかった寺側では喪を秘して医師の数原通玄に公儀への届出がすむまで「上人病氣でいにつくろい時

々見舞い」下さるように往診を依頼し、江戸城大奥も八月十五日例月の祝儀ものを献じた折に、かねてから親交あつた本丸表使のおきまを通じて迂化のことを内々申し入れ、同女は十九日に青山に来寺して香奠を供え葬儀や跡目についての助言を与えられた。即ちまづ新任職を立て大奥等の祝儀や季節の御機嫌伺いも従来通りに行いながら先住を隠居としてやがて迂化を發表するという手順を立て、後継者の人選に急遽奔走することとしたのである。

もつとも同上人の三十五日褪夜法要の行われた八月一日には京都の中御門大納言宗美の女虎姫を申しうけることに内定し、八月四日には寺役人の柄沢彦太夫が青山を出立した。これは智観上人の実家永井信濃守の妹お寿の方が京都の公家飛鳥井氏に嫁し、かつて飛鳥井よし姫を善光寺の法嗣として迎えたが天明年間十七才で逝去せられ心蓮社晃蒼智順法尼^⑤と称する、虎姫は同尼の姪に当る所から仏縁がととのつたようである。十八日京都に着いた彦太夫は直ちに飛鳥井家家臣の指示に従つて中御門家を訪問し正式に交渉をとりまとめ挨拶の金を贈っている。大本願蔵の日記(寛政二・九・三)には斯様な場合にも「結納」という語を用い次の通り記してある。

一、(略) 早東飛鳥井様江罷出役人中江懸合中御門様江の御懸合も相濟 中御門中將様御妹 虎姫様御年戌ニ御九歳

右御契約相濟則御結納差上候様御差圖有之候ニ付 左之通差上候由

一、中將様江 三百疋

一、蓮壽院様江 二百疋

一、菊君様江 二百疋

一、虎姫様江 千疋

一、御蓮枝様方江御菓子料二百疋

一、金百疋

三奈井相模

一、同

堀 主膳

一、南(鐙)一片

森河大和

一、同

齋藤帶刀

一、金百疋

御年寄 幾 た

一、同

御中臈 おいと

御家來中江右之通り御結納爲御祝儀 差出候 尤右之通御差圖也

虎姫様御附女中爲仕度金

一、金三兩

おつや

一、金二兩

下女 もみし

虎姫は中御門家から三奈井以下の家臣、幾多以下の女性たち及び善光寺の役人柄沢彦大夫等に附そわれて九月十八日京都を出立し十月五日青山に入寺した。なおこの時彦太夫に対しては道中鎗をもたせ「御供立」を許され、江戸帰着後も行事の時には鎗を用いてよい旨飛鳥井家で取計らい寺社奉行に届出られた事が大本願藏の文書中に見える。即ち

寛政元己酉年三月

御寺領役人鎗相用候先例

清水記

一、中御門大納言様姫君奉稱 寅姫君御八歳被爲成候 御方様 御任職として御下向 前柄澤彦太夫上京仕 御守役被 仰付 御殿江相詰罷在彌御發駕ニ相成御道中 御供立等被仰出候砌彦太夫江御鎗被下置今度道中相用供仕 東所江歸後も永く爲持候様被仰付難有拜領仕候 東海道御下向ニ付御供ニは御老女一人 御附女中二人 御用人野口藏人殿 柄澤彦太夫義御供頭相勤 品川宿御泊り迄法善、玉泉始御迎として參上 同宿より御格式之通り御行烈（つゝ）ニ而 青山御殿江御着被遊候

一、寺社御奉行御月番 松平右京太夫様へ御届

口上覺

信州善光寺大本願上人爲任職

中御門大納言殿姫君 青山善光寺へ着ニ御座候

右ニ付在所役人柄澤彦太夫義爲迎上京仕候處 御里方ニ而鎗爲持供仕候様被申付 已來上人道中往來 其外事

立候砌爲持候様被申付候 此段

御届申上候 以上

三月

青山善光寺役人 矢野庄助

右口上書差出候處寺社役高木祐助殿被 受取暫く惣席ニ控候處届之趣承り置候與被 仰聞候

虎姫の着府及び入寺に關しては九月二十三日付で大奥本丸表使から万事誓順尼の例にならって届出など行うよう

指示があり、十月三日戸塚に到着した虎姫一行のもとに半助が飛脚をつとめ連絡をとっている。青山善光寺では御出入りの者たちが四日に準備をととのえ、五日には品川の茶屋まで臈尼法善が紅あじろ御駕籠一挺と弁当、提げ重に焼まんじゅうなど用意して出迎える。但しその前々日に將軍家息女が逝去し三日間の鳴物停止令が出ているので虎姫の入寺は供人数も少く、門前町の町人の出迎えもさしとめ「おしのび」で入寺された。智観上人在世中には江戸信州間の往復に際して青山善光寺と板橋宿との間の行列や、三年目ごとに登城する時など「本供揃い」に多くの人員を要する場合は同上人の実家三万六千石の大名永井家から侍や中間・小者などが派遣されていたが、堂上の中御門家には江戸家数もなく家臣も少いので、品川宿から寺まで特に永井家に「かご脇御侍兩人」をかり、用人中村小兵衛に挨拶かたがた出迎えて「跡乗り」を勤められるよう依頼した。八ツ時到着し玉泉尼が御使者の間に出迎えて案内し、お附女中のおつやがつきそって御休息所で少休、座敷に入って尼僧五人、隨身中、彦太夫等の家来中その他にお目見えがあった。着寺祝膳の献立ては

御雑煮 吸物 御手鹽 赤飯

一ノ膳―御硯和合 御汁 お坪 香物

二ノ膳―御平 二ノ御汁 猪口 茶碗 御引物 吹物 硯ふた 御重さかな 菓子

翌六日日本丸老女・自松院・寺社奉行松平紀伊守・上野執当仏頂院・護国院・増上寺などに昨日着寺の届出、飛鳥井家に御礼の文を出し、七日以後御守殿、田安家、黒田真含院、真田家、永井家、御三家三卿方、梅窓院、実相寺等に順次入寺のおしらせを出し、各々より祝いの文や贈物が届けられた。九日には来る十五日に得度式を行う事を定め彦太夫を使者として増上寺方丈に「因名」を下さるよう願ひ出、十三日に頂きに出向いている。当時増上寺には

方丈統管智堂大僧正、側近に取次仙心・使僧順相・寮坊主宣契・同成巖・同宣達・内帳場現準・統海等の名が見え、他に現管満空上人並びに使管隆善上人であろうか、麻布神明谷の御隠居（前大僧正）・閑居様（前僧正）など居られ御挨拶ものを贈り各々方から御祝いを頂いている。

得度式は朝五ツ時内仏で行い、歴代住職が智と誓の字を交互につける伝統であることを申入れてあったので増上寺大僧正から使僧成巖和尚が遣され智昭の名が授けられ冬袈裟二領を贈られ、昼膳の後本堂諸堂廟所に参詣し、書院で成巖和尚に対面酒食を供し、三僧正への老尼からの礼状及び食籠を托した。十六日には智昭尼自身御礼のため増上寺に参拝し新書院で大僧正に対面、三拝して十念授与され祝膳を頂き、隨身尼僧達や寺役人など供人にも酒付膳を饗された。得度後直ちに大奥はじめ三家三卿や寺社奉行、諸寺院えしらせを出しているが十七日には形式的な手続きとして附弟（智昭尼）がきまったので智観上人は病氣養生の名目で隠居する旨を各方面に願出ている。これに対し大奥老女方も智観迂化の事は既に周知の事実であるに拘わらず、智観上人は久しく病氣で智昭尼も未だ登城は出来ないであろうから代って法善、玉泉の両尼に登城するようにとの呼出しがなされ、両尼は二十九日登城した所御広座敷において、表使筆頭菊野様と月番小山様が逢われ

善光寺上人久々病氣にて寺役相勤兼候ニ付願之通附弟智昭江善光寺住職被 仰出候

との書附けを下された。十一月一日先代隠居新任職就任の件を寺社奉行、上野執官などに届け出、本丸老女や表使衆にはこの件についての礼状を青山善光寺表向きからと智昭尼公自筆のものと共にさし出した。なお実年令は九才であるが公文書にはすべて十二才として届出て居り、これ以後毎月一日と十五日ごとに大奥へ出す「当日の御祝儀」の書面も智昭尼自身で差出すことが許された。この智観上人の隠居願いは直ちに許可を得たので折り返し寺側

から矢野庄助を使者として寺社奉行等へ次の文面の書付を提出している。

口 上 覺

信州善光寺大本願上人當春已來病氣ニ罷在寺役相勤兼候ニ付後任之儀附弟智昭當成十二歳罷成 此者江住職被

仰付被下 上人隱居仕度段先規之通御本丸御大奥御年寄様方迄御願申上候所昨廿九日上人病氣ニ付弟子尼兩人

御大奥江被 召寄願之通住持職被 仰付難有仕合ニ奉存候 此段御届申上候

青山善光寺役人

戌
十一月

矢野庄助

京都の聖護院宮、勸修寺家に対しては十一月六日に入院得度の文書をしたためて和光寺に送り、大坂にて先例通りの進物をととのえ、綸旨の願書もそえて右二ヶ所に出向せられるよう依頼する。又同日信州大本願に対しても道中を三日と見積り、明後八日に先代迂化の儀を江戸と信州と同時に発表するよう飛脚を出した。八日大奥、寺社奉行、上野執当などに

善光寺隱居上人義久しく病氣之所養生不相叶 今明ケ七ツ時迂化致候

との文面で届け出、諸家諸寺にも通知し、この日から三十日間智昭尼公は「御慎」すなわち服喪して各家への御祝儀御機嫌伺いなど一切を遠慮される事となる。又青山善光寺の行事として去る天明八年八月から浅草第六天神で毎月富興行をしていたが今後も従来通り続行してよいか否か寺社奉行あて御伺いを立てた。寺社方の意向としては近年各社寺の富が非常に多く行われ幣害も出ているので削減したい方針にあったよう中で中々許可がおりず、幾度か交渉をくり返した結果十一月二日に至り、今年中の十一月・十二月は一応行ってよいと許されたが更に十二月二十七日

付で来年以降は年三回にするよう改めて寺社奉行から申渡された。^⑧

智観上人の葬儀は十一月十二日梅窓院、光徳寺、長安寺はじめ香衣三人、役僧二人、黒衣十八人等が出動し智昭尼も参列焼香せられ十三日にも晨朝、日中、日没、初夜の四座、十四日には晨朝、結願の二座の法要が行われた、その詳細については昨年智観上人の記録を公刊した中に収録してある。なおこの十三日には京都から御見送りの中御門家来三奈井相模、齊藤帯刀が退役し、おつや、もみじなどすべて出立帰洛している。

智観上人の遺骸は十一月二十三日駕籠で出立、同月二十九日信州に帰山され二日三夜の法要が行われた。大本願における服喪の様子は「御隠居上人様御逝去之節書類写」と題する資料が大本願に所蔵されている。要件を抄出すると

寛政二年十一月十日

一、吉村富右衛門より今井磯右衛門^⑨迄以使申越候は

隠居上人事病氣之處養生不相叶當月八日被致逝候由 江戸表より申來り候間 御内々爲御知申上候、表向は明日可申出候旨申遺す

十一日

一、隠居上人様御逝去之旨大勸進其外迄爲御知

一、磯右衛門より申越候は

隠居上人様御逝去被遊候ニ付先々之通町方慎之儀於 役所可申渡候間御出御立合可被成候(略)

一、隱居上人様御逝去ニ付町在共火之元入念萬事相愼之候様可申渡旨 町年寄中澤與左衛門へ申渡候

一、御門前庄屋へも右之通申渡候

一、三寺中迄は大勸進御屋敷ニ而被仰渡候

一、御被官迄は中野治兵衛方ニ而申渡候

十三日

一、富右衛門より以使礮右門方へ申越候は今日ニ而三日相立候間先年之形も御座候間今日迄ニ而諸商賣并ニ普請

不溜旨被仰渡可被下旨申遣候 依之役所へ町年寄中澤與左衛門相招 明日より町在共普請并商賣之躰御免ニ候

間其段可申渡旨申達候由

但し愼之儀町方ニ而間口五間之處は簾を四間の内迄かけ道先之明き候間へは下部おろし置 云々

十七日

一、富右衛門より使を以礮右衛門方へ申越候は 最早今日ニて七日相立候間先年之御振合通り明日より町在愼之

儀萬事御免被仰渡可被下候 此段得貴意度使ヲ以申遣候

礮右衛門返答被 仰聞候趣 御尤ニ御座候 先々之通七日ニ而愼之儀御免之旨今日可申渡候 先例ニは無御

座候得共未御遺骨も不被 爲入候間鳴物斗りは當分之間相愼候様可申渡候間左様御承知可被成旨申來候

一方青山善光寺における新任職は物心兩面に強力なうしる立てがほしいので永井家にあと数年間「後見」を願ひ

たいと法善・玉泉の両尼から十日付で永井家の中村小兵衛宛に次の如き書状を差出している。

別紙御使者ヲ以被 仰進候 御先住様より引續候而當善光寺様ニ至候迄厚キ御世話被進吳々恭思召候 全躰是

迄被御存知候通り御無人其上御不メリニ而御迂化前後ニ至候而ハ信州此表共ニ甚御不都合のみの所 信濃守様

御威光故御役人中ハ本より下々迄歸伏 何の申分無之相濟候御事に而難有思召候 然所當善光寺様ニハ末御九

歳ニ付此後萬事御家來任ニ而信州并此表共ニ一山之御仕置御差圖等ハ一向不被 出來候御事 此上信州江も被

爲入候 又ハ京都江も御登り可被成候所御里方ニハ京都堂上の御事ニ付此後萬事御相談等の義は御屈ぎ不被成

候 武家方ニ被 爲入候へは御成長迄は御後見ニても御願可被 成候得共 御法中ニ被 成御座候得は左様成

ル御事も不被成御座 尤御寺役等御寺に付候事は信州表大勸進罷在是等の義ハ御手支も不被 成御座候得共右

大勸進も古來之御振合ニ而萬事大ニ間違等仕候 只此以後御手前切り之御仕置御差圖之義は御聲懸ヲ以御取計

被 成候得ハ一躰御メリニ相成り萬事ニ御仕置相立候 又當善光寺様ニハ松木中將様御妹女様ニて先御附弟様

誓順様ニハ中將様御實の御妹女様彼是ヲ以 信濃守様御奥様ニハ御氣ニ被 爲入候御事 右ニ付第一是迄通り

御兩所御取繕被成候ニ付御役人中迄も是迄の通り御立入被仰付此後萬事信濃守様御威光ヲ以 御相談等御頼被

成度此所御頼之思召候(略) 尤御十五歳ヲも被爲越候ハ、御一人之御差圖も被 成可被成候得共 御幼年之御

事故御十五歳迄之所吳々宜敷様御許要(容カ) 被進度以御使者御頼被候 以上

先代迂化の頃は大本願青山兩寺とも甚だ財政難で寺務職員も少く手づまりであつたが永井家の協力のおかげで不調法が表沙汰にならなかつた事を謝し、新任職は未だ九才で一山を統括するのは無理でありやがて京都に行かれねばならないが実家は公家の事とて余り經濟的に頼れないだらう。永井家奥方と先の附弟誓順尼と新任職とは何れも血

縁関係にある故これからも宜敷くお願いしたい、武家方であれば「後見」というのであろうが寺務の役職について頂いては大勘進から異議を申立てられるかもしれないから折にふれ助言をして頂きたい。せめて十五才なられる頃までは相談にのってほしいとの願いを永井家では一応了承した。故に同月十七日には藤尼兩人及び柄沢・吉村・倉田・矢野等の寺侍に対し中村小兵衛は智昭尼公の名代として次の書附を以って勤め方心得を發している。

幼年につき法善玉泉に任し 一山仕置の事は寺附普代の柄澤等に任す 云々

なお藤尼兩人にはことに詳述がある。即ち

法善
玉泉

此度任職被 仰付末幼年之事ニ付我等身ノ廻萬事心配可取計候事

一、幼年中ニ付自身差圖出來候迄 萬事寺向仕置一山之事は彦太夫事寺附之普代ニ付存意通取斗候様申付候間何事も彦太夫江相談 差圖可請事

一、我等身ノ廻り奥向之事は兩人相談候上取計其外之事は金銀萬事彦太夫罷在候内ハ 彦太夫差圖ヲ得候而可取斗候彦太夫信州江罷越候上ハ留守居役江可及相談候事

一、到來金銀ハ兩人之兩印ヲ以請取候上留守居役江相納可申事

一、手之廻り金銀取計兩人兩印ヲ以勘定相調らべ留守居役迄可差出候事

一、側尼共仕置ハ兩人相談候上ニ而可取計候事

右者糺町様御相談之上申付候事

因みに糺町とは永井信濃守江戸屋敷の所在地名である。

〔伝 法〕

入寺後の最初の修行過程としての五重伝法は十二月四日増上寺で行われた。法善・玉泉・貞信・恵光が供をし寺役人の倉田・荒井兩人が次上下（継祿）を着用し御挾箱・朱傘・ながえ・沓持等が従って登嶺した。白木書院で役僧衆に御逢のち新書院において五重を相伝され、そのあと再び白木書院に入って大僧正に対面し、前三後一の拝礼でお十念を授与され伝法の御礼を申上げ御巻物を頂いた。伝法には七条袈裟着用、おわって五条に召かえられ、御膳御菓子を饗され、黒本尊を拝し八ツ時過ぎ退出された。

翌五日には「御前御附法被遊候ニ付御あいとして」諦心も伝法をうけた。これは耆山和尚を招き青山善光寺六畳間において七ツ時から行われ智昭尼も出座、法善・玉泉・貞信・恵光等の諸尼も巻物を相伝された。

かくして入寺第一年はあわただしく過ぎ寛政三年年賀の行事、各方面への祝儀贈答は先代の時と同様に行われ、和光寺を通じて上人号勅許の綸旨が送られて来たので大奥、寺社奉行月番板倉周防守、上野執当仏頂院願王院その他の諸家諸寺にも披露した。今大本願所蔵の同綸旨をみると日付は寛政二年十二月十八日となっている。年頭の諸行事が一段落した所で宗脈をうけることとなり一月二十六日から寺内で前行に入られ二月四日増上寺に登嶺された。徒弟のうち真亮が二日に五重を、玉泉・貞信・恵光・諦心の四尼は三日に耆山和尚から宗脈をうけ、四日にはこの四尼及び寺役人二人が増上寺に御伴している。この日は戒教をうけ宗脈伝法あり、おわって少休のち膳部菓子を饗され、大僧正に対面、前三後一の拝礼をし、役僧衆にも挨拶してから退出、翌五日御礼の使者を増上寺に遣わされた所宗脈の巻物を下された。

なおこの年信州本寺では前年に本堂諸堂の修復が完了していたので二月八日に両寺関係者が大勧進に集り祝宴を

ひらき、三月十日から四月晦日まで結縁のため前立本尊の開帳及び御印文頂戴の儀が行われた。

〔登 城〕

寺伝によると善光寺上人は元文五年江戸詰めが仰付けられて以降諸国大名の参覲交替の制に準じて「三年に一度の御登城拜礼」と称し將軍家夫妻やその子女にお目見えすることとなり「御礼年登城」とも言っていた。この他に將軍家代替りのあった時、善光寺上人が住職を継承した時、善光寺如来の江戸開帳が行われた場合などにも登城お目見えしたのであって智昭上人一代の間の登城は次の十七回であった。

寛政3年8月6日 上人継目御礼登城

〃 6・7・23 御礼年登城

〃 9・9・14 〃

〃 12・8・25 〃

享和3・5・20 〃

文化2・5・25 開帳仏捧持登城

〃 3・9・26 御礼年登城

〃 6・8・29 〃

文化9年9月28日 御礼年登城

〃 12・5・24 〃

(附弟智宝同道)

〃 14・11・24 開帳仏(和光寺如来)捧持登城

文政元・4・16 御礼年登城

〃 4・10・26

〃 7・11・12

〃 11・12・10

天保2・8・30

〃 4・10・20

(附弟誓円同道)

寛政三年の登城については大本願奥日記によると二月六日日本丸表使衆に願書を提出し五ヶ月後の八月六日登城を果された。その通知は八月三日日本丸老女方から伝えられ、四日には登城の(御切手口に入る)人数書きと献上品や老女衆以下へのみやげ物等を入れた長持等をお使番衆まで届けた。当日は奥日記によると

六日大嵐

一、今日朝六ツ時御出駕 五ツ半時御登城

一、御任職職繼目之御禮

一、公方様御臺様淑姫君様江御目見

一、公方様より上意を被蒙

一、御臺様より御手毘布御頂戴

一、公方様より黄金一枚御時服一重

一、御臺様より白銀十枚御細工物

一、淑姫君様より白銀三枚御繪そうし

一、紀州種姫君様より白銀三枚

右御拜領早而御料理御頂戴 別段

一、御重一組之内御菓子也御拜領

(老女はじめ四十數人から御祝を頂いたが略ス)

一、御登城御供左之通り

法善 玉泉 貞信 恵光 眞亮

一、御年寄様方江兩人御目見被 仰付候 何も御料理并御菓子頂戴仕候 七ツ時御退出

一、御表御供

矢野庄助水品儀右衛門麻上下着用

一、倉田三郎右衛門御献上御長棹ニ差添罷出ル

翌七日本丸老女、御客応答、表使衆などそれぞれに御礼状を出し、永井信濃守、中村小兵衛、耆山和尚、医師などに使者を以って拝領の菓子をそえ昨日登城の報告を行った。八、九日は上人自ら老中、寺社奉行、御側用人、御留守居役、永井信濃守等三十四家と東叡山執当二ヶ寺とに挨拶に出向いた。この兩日の上人は素絹に袴を着用、御留の玉泉・貞信等白衣着用、各人駕籠を用い、諸家では大門から入る所は朱傘をさしかけ、くぐり門より入る所は朱

傘を用いず、表方からは倉田三郎右衛門矢野庄助水品儀右衛門が麻上下で供をし挨拶の口上書と箱入扇を進呈した。

なお当時は登城のあと上野東叡山に昇殿し門主に対面する慣例があり、この年も九月五日に昇殿し公澄法親王に住職継目のあいさつを行った。公澄は伏見宮家出身で先代門主安楽心院公延が同年夏引退のあとをうけて門主になられ日も浅かったが智昭尼とは叔母甥の関係に当りこれ以降も折にふれ交流があったようである。

〔初 帰 国〕

十月一日信州大本願にはじめて「入院」するため本丸表使衆に関所手形を願ひ九日に下附せられ、二十二日に江戸を立ち二十八日到着された。関所手形は信州えの帰国の場合は江戸城本丸老女に、信州から出府するには松本藩松平丹波守からうけるのが慣例で、この時には「上下比丘尼七人 乗物三挺」の手形を下された。七人とは上人・法善・玉泉（以上駕籠）、真亮・貞信・恵光・清月院であり、信州から迎えに出府した小林惣兵衛・才料惣七の他、柄沢彦太夫（鎗もたせ、跡のり）、医師大沢通賢・陸尺勝右衛門・安右衛門等が同行し永井家の見送りをうけて江戸を立った。日程は

二十二日青山―蕨（昼）―大宮泊―二十三日鴻巣―熊谷泊―二十四日本庄―倉鹿野泊―二十五日安中―
 （碓氷関所）坂本泊―二十六日杣掛―小諸泊―二十七日上田―矢代泊―二十八日丹波島―善光寺着

丹波島には寺役人吉村富右衛門が弁当とお重を持参して出迎え、本供揃いで夕七ツ時着寺直ちに御本堂并びに御靈屋に参拝のち大本願に入り奥にて院内の人々と対面、藤尼兩人もお相伴で祝膳についた。翌日からは瑠璃光寺・

正覚院・西方寺・往生寺その他諸寺が祝いに来寺し、大本願からも大勧進・善光寺の衆徒・中衆・妻戸の各老僧はじめ寺中一統、真田家方の町奉行・郡奉行・道橋奉行などに入院を披露し、寺領内の八町四ヶ村の各庄屋、お出入り町人、寺内役職員のすべてに通知して、来寺した人々には祝膳をふるまい上人と「お目見」し、あるいはふるしきや菓子等を使者にもたせて挨拶を徹底した。先代智観上人が天明六年に出府されて以来五年ぶりに新任職の帰寺を得、年末から翌四年にかけての越年諸行事も滞りなく行われた。これは堂童子と称する山内の中衆若麻績（わかおみ）一族に古くから伝わる儀式であるが大晦日には夜九ツ時参堂して開扉を拝し、正月元旦、七草などには如来御印文頂戴など種々の行事を体験された。また三月十八日には大勧進を訪問しはじめて別当と対面、大勧進からは翌秋答札に大本願を訪れた。

江戸では寛政四年四月四日から青山善光寺の本堂修復を行い六月に完成、費用は天明八年以来の富興行による収入や昨年登城して頂いた黄金白銀等を両替した十五兩二朱、青山門前家持に依頼した無尽の金八十五兩等があてられたようで、大本願からも翌五年十月二十五兩をかわせて青山に送金している。同七月二十一日には斧橋からの出火があり大風でもあって二十二日に至り永井信濃守屋敷が類焼し、そのため十月永井家から「当子ノ年より来午ノ年迄敵敷御儉約」するので年始暑寒や吉凶に関するおつきあい贈答は遠慮するとの書状が青山にもたらされた。

〔出 府〕

信州に在寺約二ヶ年の後上人は三年目ごとの御礼年登城のため寛政六年三月十六日法善・玉泉・貞信・恵光・真亮の五尼や富右衛門その他を伴って信州を出立、二十二日青山に着寺した。この春は長期にわたっていた富興行が

前年満会終了し、かつ本堂修復もすでに完了しているので入仏供養をかねて開扉を行いたいと公儀に願出たが許されなかった。登城は七月二十三日ですべて先代の例にのっとり將軍家御台所、若君様、淑姫君にお目見え献上物、老女以下の女性達にも進物、それぞれからいただきましたものがあつた。

同年十月上人并びに老尼、宗光寺（大本願の役僧）等立ち合いで先代智観上人の遺言状が開かれた所大本願の寺役人藤井勝之助に相談の上万端取計らうようにとの語があり、金額は記入されていないが大本願に借財のある事が分り永井信濃守方の家老永井主税殿を青山に招き「御勘定帳」検分その他の相談のつて頂いた。その結果古借金（先代在住中のもの）、新借金（現住職になつてから）の金額を整理しその他の雑用についても宗光寺が帰国して次のように信州の彦太夫、富右衛門に通達するよう助言せられた。

御留守諸雑用

一、味噌薪炭醬油野菜料御家來御給金 俵敷宿入用御兩所様御立合臨時入用掛同心付掛諸職人何程

尤是ハ其年月ニよりて多少不同者可有御座候得ば當正月より當月迄ハ如何程 兩御山掛并御百姓人足江相渡

シ候扶持米何程

一、御留守中御普請等成文ケハ 相止申度事ニ御座候 併無據御普請は宗光寺和尚江相談之上御取掛可被成候

但シ無據分は入札を取り或は渡シ普請ニなりと致見申度候 萬端此趣にて普請取掛申度候

とあり宗光寺は早速帰国したのである。

この年大本願末寺の越後十念寺は七月一日から二十八日まで一光三尊如来、親鸞上人の十字名号等を開帳したので、大本願からも願いに応じて宝物を借出した。又本寺の事業として五重塔建立や金堂屋根を銅葺にかえたいとの

目的で大勸進を中心とした三寺中が善光寺仏を奉持して八月三日から回国開帳に出立した(寛政十年六月二十二日 帰寺)。

善光寺上人はこれ迄種々の願書や届けなど大奥との交渉はすべて老女や表使衆と直接行って来たのであるが、この頃から何事によらず「大奥江直ニ願伺等いたし候儀は致間鋪候」、御留守居役か番の頭を通じて申出るようにと寺社奉行から仰せ渡しがあったが、青山では十五ヶ条をあげて従来斯様に行つて来たのでこれからも許されたいと申出て居る。当時の実情並びに大奥と格別緊密な関係にあった事が判るので以下に奥日記寛政六年十一月二十八日の項に記録されている「奉伺候覚」の全文を記しておく。

一、正月九日例年御年寄様方并御表使様方迄御文を以年頭御祝儀奉申上來り候

一、正月十六日御年寄様方并御表使様方迄御文を以例年年頭獻上物等仕 尤前日御表使様方迄伺候而獻上仕來り候

一、月並三日御禮御年寄様方并御表使様方迄文を以御祝儀奉申上來り候

一、御目見年出府仕候節 着之上ニ而御表使様方迄御届申上追而御年寄様方迄以願書申上御目見願伺等仕來り候

一、御吉凶之節は御年寄様方并御表使様方迄御文を以奉申上候 尤殊ニ寄り奉願候而獻上仕候儀茂有之候

一、御不例等之節茂御年寄様方并御表使様方迄御文を以奉伺御機嫌候

一、御場所ニ寄出火等之節ハ御年寄様方御表使様方迄御文を以奉伺御機嫌候

一、三年目御目見之外御代替之節ハ別段御年寄様方御表使様方迄奉願登城御目見被 仰付來り候

一、上人繼目之御禮右同斷

一、住寺替并隱居等仕候節前後萬事之儀は御年寄様方并御表使様方迄願伺等仕來り候

一、上人附弟契約之儀は御表使様方迄御届申上候

一、附弟無之内上人遷化仕候節は御表使様方迄老尼共より後任之儀萬事願伺等仕來り候

一、信州善光寺於坊内 御靈屋并如來年宮及大破候節は御年寄様方并御表使様方迄御再建御修復等願於 大奥被仰付候

一、信州表江歸寺仕候節御年寄様かた并御表使様方迄相伺候而歸寺仕候

一、歸寺仕候節碓氷御關所御手形之儀は御年寄様方并御表使様方迄相願候而御手形大御奥より頂戴仕候

當時の上人の紫衣着用や綸旨に關しては東叡山執当月番楞伽院からの質問に対する返書寛政七年二月五日付の文書に次の如く残っている。

一、東叡山江左之通書付八郎兵衛持參

信州善光寺
本願上人

一、紫衣着用之譯書之事

此段信州善光寺大本願上人紫衣着用仕來り候儀如何之譯合ニ而御座候也 元祿年中自坊等類癩之節古記録之内癩失も有之候ニ付右之譯合相分不申候

一、永々綸旨ニ候やの事

此段本願上人百十三世心譽智善上人者松平甲斐守様御母公ノ御妹子ニ御座候 元祿十一戊寅四月參内仕上人號并常紫衣奉願蒙六月十九日願之通勅許ニ而紫衣之 綸旨頂戴仕候 則字差上申候

一、代替り之節請候綸旨ニ候やの事

此段上人號之儀は代替り之節代僧を以綸旨頂戴仕追而參内御禮申上候 當上人儀寛政二庚戌十一月先例之通り代僧を以奉願候所翌年正月上人號 勅許ニ而綸旨頂戴仕同月十五日大御奥表使様方迄御禮御文を以御届申上候 其節寺社御奉行御月番板倉周防守様江使者を以御届申上候

一、常紫衣之綸旨并代替り之節頂戴仕候 上人號也

綸旨之寫都合ニ通差上申候

右依御尋古記録之趣ニ而申上候

青山善光寺

大本願上人役人

二月

平八郎兵衛

本願上人が紫衣を勅許せられる事について大勸進側は非常な對抗意識をもって居り、例えば文化三年市ヶ谷自証院靈山院慈薫が大勸進清浄林院等順の病氣辭職のあとをうけ別当職に執任の交渉があった時、大本願では得度後すぐ紫衣及び塗網代の乗物がゆるされるのに、大勸進では開帳などの特別の場合は緋衣であるが平素は黄衣なので藩主真田家などからも軽くみられる故、僧正位緋衣紫衣網代などをたまわりたいと上野の楞伽院、覚王院両執当に願出た記録も残っている。

文化三丙寅年御入院用記

(長野県立図書館・今井家文書)

從六月至八月

八月十一日

一、紫衣御願書左之通

奉願上口上覺

(略) 外護眞田家ニ而茂武家之儀ニ候間院室之譯合ニは不被構萬事衣鉢ニ而取斗本願紫衣大勸進黃衣之次第を以被 取扱候間自然と本願重立候様ニ相成寺中領分之者心入も不宣彼は大勸進別當職之身分ニ而三寺中并領分支配仕候政務ニ差障り代々之住持甚以難儀仕候(略) 格別之御慈愍を以靈山院江紫衣御許容被 成下候様此段偏ニ奉願上候 緋衣之儀ハ善光寺本堂并他國開帳場斗相用一日晴同様之儀ニ御座候而其外ハ總而淺黃衣着用仕候儀ニ御座候處淺黃衣ハ本願方役僧宗光寺淨土宗之故緋衣紫衣之外ハ勝手次第色々之衣着用仕候間彼是對當甚氣之毒ニ奉存候 前件數條之差支御座候故政務筋ニ茂差障多代々之住持ハ勿論寺中役人共迄從來相歎被在候儀ニ御座候(略)

しかしこれは許されず結局緋衣と網代が許されたのみであった。

寺内の経営状態についてみると先にふれたように智昭上人入寺前から幾ばくかの借財があった事が推測され、寛政五年二月十一日から大本願では「奥表朝夕料理相止」、青山でも平常のお次料理をやめ毎月一日十五日二十八日だけ寺内一統に御料理を支給され、諸行事の折の恒例の祝膳や下されものを「儉約中にて」万事省略していたが、更に人件費を切りつめるため永らく大本願役僧をつとめて来た宗光寺にも寛政七年三月十一日付を以って退職を申

渡した。

宗光寺

一、右者は迄御役僧被 御頼置御太儀思召候 然所今般嚴舖御儉約向御取締ニ付退院被仰付候
なお従来青山善光寺への援助協力をして頂いた永井信濃守は寛政七年三月二日病没し嫡子伝八郎は未だ幼少で永井日向守が後見役をつとめることとなった。このため智昭上人並びに青山善光寺に対しては今後表立っての後見は出来ないと申越された。尤も永井家も相当以前から不如意であつたらしく寛政二年先代上人迂化直後「七ヶ年検約」につき年始奉文以外の交際御ことわり、同四年類焼後にも「来る午ノ年迄嚴敷御検約」のためつき合いを遠慮したい旨の申渡し書が届けられて居る。但しこれで実際に絶縁したわけではなくその後青山善光寺の運営には種々の助言協力が永井家からなされて居るのは人情のしからしむる所といえよう。

寛政七年頃からしばらくの間青山大本願とも格別なことはなかったが九年九月に御礼年登城、十年二月十四日五日には釈尊二七五〇年相当として法要があつた。差定は広懺悔、礼拝五十礼、阿弥陀経、舍利礼文、念仏であつた。同年三月には境内に弁天堂が建立され増上寺五十三世智堂大僧正から「福寿弁才天」の称号が贈られ、六月以降青山の本堂・二王門・廊下・土蔵等の修理計画が立てられ両寺役人が金策について書状で相談した結果、寛政九年十一月から十四年間の予定で無尽を行っているがそのうち五十両を仕度金として来春開帳を行い、その収益を以つて修復にとりかかれば信州から補助金を送らなくてもまかなえるであろうから修理は来春にする事にきまつた。また当時は和光寺から青山に対し御礼年の度ごとに出府用御道中金として六十兩づつ送金していたが寛政九年分は先年論旨頂戴に関する費用十兩を和光寺が立てかえてあつた為差引五十兩を二回に分けて六月と八月に各二十五兩

づつ手形で送金して来た。

この頃青山境内には「一位様建立の観音堂」があった。これは百体観音とも言い綱吉の生母桂昌院の持仏恵心僧都作聖観音を本尊とし百体の観音像が納められていた。はじめ谷中善光寺の本堂左側に堂舎があり元禄十六年大火に伽藍が炎上した時本尊自ら榎の枝にとび移って難をさけたと伝えられ「火よけ観音」「榎観音」などとも称し衆人の信仰が篤く青山に移転後も伽藍配置は旧にならって本堂左側に観音堂が造られ享保年中には天英院から屋根瓦の寄進があり葵文がついていた。明和八年に一度修復が行われ寛政年間再び破損がひどくなり寛政七年九月から修理が行われ、八年七月九日完成して仮り移転開帳があり翌九年三月二十〇二十一日にかけて一度に二十五体づつの行列を整え入仏供養が盛大に行われ、三月十八日〇四月二日までの十五日間入仏供養説法があった。又この観音の祭礼としてこれ以後毎年七月にとろう人形を出す事がとりきめられた。因みにこの観音堂は文久二年回祿の時も棟の一端を焦がしただけで残ったが昭和二十年五月二十五日の戦災で全焼した。

青山には徳川家寄進の品が多くあったが、寛政元年十月以降、今後社寺への御紋付品は容易に寄附されぬこと、従来頂いてある品も平素は用いてはならない、これまでの御寄附物は書き出して届け奉行所のお改めをうける事¹⁾などのお触が東叡山を経て度々出された。この廻文に対して奥日記の同年十月二十九日に記された寺社奉行松平紀伊守宛に青山の寺役人倉田三郎右衛門の提出した口上書には

一、御代々様尊牌の葵紋

二、本堂如來前葵紋付前机一脚

三、境内観音堂厨子扉葵紋付(天英院より)

四、本尊如來前葵紋付戸帳二懸（淨岸院より）

とあり、これらについて明和五年九月二十七日松平伊賀守に書状で伺った所御代々尊牌の紋は是まで通りでよい、天英院淨岸院からの御寄附御紋付もこれまで通りでよいと言われた。更に

五、本堂如來宮殿大右扉葵御紋

六、同 右柱蒔繪葵御紋

これらは安永九年御本堂取繕い煤洗いをした所見えて来たので前のように繕っておいた、天明三年開帳の節安藤對馬守方役人が開帳見廻りに来られた時伺ったが御沙汰のないままになっていると申しそえた。これに対して紀伊守からは同二年六月十七日付で

（略）宮殿戸開左右まきはしらに有之候は定て修復の節相やめ可申、餘ハ是迄通相心得候様 云々と仰せ渡しがあつた。

寛政十三即ち享和元年には再び帰国、約二年信州大本願に在住ののち、享和三年出府五月二十日御礼年登城を行つた。この年は六月一日から八月二十一日まで信州本寺の江戸開帳が浅草伝法院で執行され、上人は如來の到着及び帰国に際し板橋宿まで迎送されたのみならず開閉關の日をふくめ期間中に八度も本供揃いで浅草に参詣され開帳仏に焼香し参詣信者に十念や名号を授与し結縁につとめられた。

二、文化—文政年間（二三一—四九才）

智昭上人在職中には信州善光寺並びに青山善光寺・和光寺・十念寺などで度々開帳が行われたが一口に開帳と言つても多様な性格方法のものがあり、本格的大規模なものを開帳、簡略な方法で行うのを開扉などと称した。大本願では善光寺が山内あげて浄土宗天台時宗の三寺中一体となつて信州本寺金堂で行う居開帳、諸国に巡回出張する出開帳ことには三都（江戸・京・大坂）開帳のうちの江戸開帳に協力し、居開帳には宝物展観、江戸出開帳では前節にふれた享和三年の例の如く上人拝礼や信徒との結縁交流があつた。然しそれらは天台宗系の大勸進職が中心となつて運営し「お血脈」の如きも天台宗のものが出されたと思われる。浄土宗寺院としての大本願が独自に行い得たのは江戸青山において享保九年から幕末まで行われた十二回の開帳であり、内容的にみると

青山善光寺本尊を同寺で開帳 八回

和光寺如來を青山善光寺で出開帳 三回

青山善光寺如來を回向院で出開帳 一回

であり、この他に近世の歴代上人が参内のため上落した折大坂和光寺に招かれ開帳に協力したり、越後十念寺での善光寺仏開帳に協力を求められて大本願宝物を借出したりした例もある。これら各地各様の開帳は互いに雰囲氣をもちあげ信心を高揚し近世における善光寺信仰の普及に預つて大いに力あつたと思われる。

青山善光寺は元禄年間の火災以来数度にわたり火災震災、最近では昭和二十年の戦災により建造物は勿論のこと什宝文書類に至るまで過去の記録は殆んど現存せず、辛うじて大本願にのこる延享以降の奥日記その他の記録類の

中から関係事項を抽出して往時を考察するていどである。智昭上人在任中における開帳は別表の通りであるがそのうち最も詳細な記録のあるのは文政度の開帳に関するもので「文政三庚辰年如来江戸御開帳御用日記」三冊がある。しかしいづれの記録中にも金銭関係等についてはしばしば「別帳にあり」とか「表日記に委し」などとして省略されているが、それらに該当する文書は未発見であり万全をつくせないのは遺憾であるが、現存資料によって僅かながらも当時の各寺院の機構や建造物の規模、当時の物価などの一端を解明する手がかりも存するので一応順を追って各開帳の実態を検討してみたいと思う。

智昭上人代における開帳（回国開帳は除く）

AD	期 間	内 容	係り寺社奉行	開帳仏登城	概 況	報告法要に準ずる 事行
1803	享和三・六・一〜閏七・三二 (六〇日間と日のべ二〇日)	信州如来の江戸出開帳 於浅草伝法院	阿部播摩守		麻珍流行の為 不況 収支欠損	文化一・三・一〇〜 四・二九 信州で金堂開帳
1805	文化二・三・二二〜五・三二 (六〇日間と日のべ二〇日)	青山善光寺如来の出開帳 於回向院 青山諸堂修復のため	大久保安芸守 脇坂淡路守	五・二五	盛況	
1808	文化五・四・一〜五・八 (三〇日間と日のべ七日)	大坂和光寺の開帳	(大坂町奉行)		盛況 (和光寺惣収入) (四五〇兩)	五・九〜一〇日 附せがき
1817	文化一四・三・三〜五・二六	和光寺如来の江戸出開帳 於青山善光寺	内藤豊前守	一一・二四		五・二七〜三〇日 附せがき

<p>1819 文政三・六・一〜八・二一 (三〇日間と日のべ二〇日)</p>	<p>信州如來の江戸出開帳 信州諸堂修復のため</p>	<p>松平周防守 松平右近將監 水野左近將監</p>	<p>初期雨天中頃 以後暑氣つよ く參詣少 収支欠損 文政四・三・一〜 四・二〇日 信州で五万五千日回 向</p>
--	---------------------------------	------------------------------------	---

〔文化二年の出開帳〕

青山善光寺としては第七回目の天明三年に同寺本尊を自坊で開帳した前回が不繁昌であった為、それ以前からの本堂諸堂の破損はいよいよ甚しく、同し頃から願ひ出てあった富を天明八年以降許されて興行し、その利益を見込んで満期の前年即ち寛政四年の四月から六月にかけて本堂、同七年九月から觀音堂その他諸堂の修復に着工、八年七月一応完了し仮り迂座、九年三月から四月に入仏法要が行われた。しかしなお十分ではなかつたようで享和末期頃から青山は辺鄙で参詣者も少い故次回は本所回向院で出開帳したいとの意見がおこり、文化元年五月十七日内談のため寺役人平八郎兵衛が同院に出向いた。回向院は明曆大火の焼死者十万人八千余人の屍を葬し菩提を弔うため建立された寺院で諸国靈仏の出開帳場として繁昌していた。信州善光寺の前立本尊もこの時までには元禄五年、元文五年、安永七年の三回の江戸開帳を同寺で行った縁があり住僧や寺役人とも旧知の間柄であった為か交渉は順調に進展した。この日面談した僧は「自分としては快くお世話したいが寺内一統にも相談する、寺社役人に知り合いもあるから公儀の意向も内々お尋ねして四五日中にこちらから返事をする」と好意的であり、十日後には出開帳は承知したが先例について尋ねたいと使僧からの申越しがあった。六月四日には寺役人が願書の下書きをもって回向院を訪れ、和尚の加筆をうけ願書は脇坂淡路守が月番の時提出するようにとの助言をうけた。八月一日寺役人は上野執当月番楞伽院に出向き来年開帳についての添翰を願出、三日にこれを得て直ちに願書と共に寺社奉行に提出した。

尤も脇坂淡路守は当分の間月番をされないとこの事でこの月の月番大久保安芸守に持参し、九月十七日には先年の開帳願書の写しと今回の靈宝書とを八郎兵衛が寺社奉行に持参提出した。

覺

- 一 惠心作
- 一 觀音木像 厨子高三尺二寸 一 鉢
- 一 右同斷
- 一 阿彌陀木像 厨子高三尺五寸 〃
- 一 自作
- 一 圓光大師木像 厨子高六寸 〃
- 一 後水尾院様宸筆
- 一 摩利支天尊之文字 一幅
- 一 弘法大師筆
- 一 不動畫像 三百躰 〃
- 一 中將姫織物 〃
- 一 六字名號 〃
- 一 祐天僧正筆 〃
- 一 六字名號 〃
- 一 親鸞聖人筆 〃
- 一 十字名號 〃
- 一 同斷
- 一 阿彌陀畫像 〃

右之通靈寶爲拜度奉存候 以上

九月十五日

青山善光寺役人 平八郎兵衛

この十項目は前回天明三年の時と全く同じである。以上二通は大久保安芸守方春右衛門に渡し、二十七日再び出頭し許されたので直ちに寺社奉行全員と上野の兩執当に御礼に出向き翌日本丸表使衆へ御礼旁々報告の文を出した。十月に入り西ノ丸表使衆、大坂和光寺、増上寺大僧上、梅窓院等へ開帳の件の報告や連絡をとり、十八日には南北

両町奉行所に届出、十九日には門前に開帳札を立てた。

十一月十四日回向院において開帳場その他の施設配置の絵図面をうけとり、上野執当の添翰を得て翌十五日大久保安芸守方に提出した。同月二十二日本丸表使衆に対し青山善光寺では従前から開帳の都度大奥から本尊の水引一掛及びけまん三懸を拝領する例があり今回も寄進して頂きたいとの内意伺い、黒田真舎院^⑧家老女にも先年浄岸院から葵紋付戸帳の寄附を頂き、安永六年には真舎院から再興寄附をして頂いたがこれも所々破損したので来年の出開帳の為に又御再興寄附を願いたい旨申入れ黒田家からは即日承知の旨返答され十二月二十三日赤地金襴戸帳にお初尾(穂)百疋をそえ奉納されたが、本丸とはその後幾度か交渉を重ねたのも翌春開帳前日になって漸く水引を奉納されるのである。これは徳川家の権威の象徴として葵紋の取扱いが益々厳しくなった事を反映している。

なお開帳中の世話役について毎回門前町の者の中から幾人かに依頼して居りこの時は十一月二十六日以降三河屋竺石衛門、吉田屋小兵衛その他が勤めるようになった。また前回までの開帳記録に見られない事であるが今回から信州本寺の江戸開帳の例にならって釈迦像及び善光卿三躰を拝観させた事が次の文書で知られる。

- 一 釋迦涅槃像
- 一 善光像
- 一 善佐像
- 一 善佐
- 一 母之像

右四ヶ條何卒靈寶場江差出し度願之通り被仰下被 置候ハハ難有仕合奉存候 以上

十一月廿八日

青山善光寺役人 平八郎兵衛

寺社
御奉行所

御役人中様

この他に本寺出開帳には常灯明、御印文を提出して居り初期は江戸開帳後の登城にも携行して大奥女性方に上人の手で頂戴が行われたが安永六年回向院開帳の時以来大勧進の反対にあって行われなくなった。又三卿像については古來よりこれまで善光卿御夫婦斗(ほか)りに候所御開帳ニ付二鉢ニ而ハ宜からず講中ハ申候ニ付是迄有之候積ニ而此開帳より三鉢と相成ル 右之義内々回向院江も相談に及候なり

とあって善佐像はこの時新規に作られたものである事が知られる。開帳中の世話役七十九人及び門前の者の人員がそろった所で二十九日両国の茶屋に招き寺役人彦太夫、八郎兵衛、民右衛門の三人が同席して饗応かたがた相談を行い、十二月六日には百万遍講中を招待してそばを出し、善の綱お手の糸の寄進を依頼した。信州からも宝物を拝観させる為恒例の歳暮の荷造と共に仏舍利・善光画像・中将姫御名号(髪毛織)・祐天僧正御名号・不動尊画像の六品が長持入りで十二月十六日青山に到着した。

文化二年正月祝儀と共に開帳準備も進み八日には世話役三人が年始に参りお目見えあり。この日表奥一同に対し「御開帳支度金」が支給された。

金三兩 —(寺役人) 柄澤彦太夫

二兩宛 —() 柄澤數江・平八郎兵衛

三兩宛 —(膳尼) 法善・玉泉

二兩宛 —(尼僧) 貞信・惠光・眞亮・圓隆

善光寺智昭上人の生涯

一兩宛 — (ク) 貞順・海音

千疋 — 仰阿様

一兩 — 諦心 (開帳中お頼み)

二兩 — (世話人) 小林民右衛門

一兩二分 — 笹本喜兵衛

この他信州から開帳中奉仕のため出府する者については彦大夫がこの日帰国し信州で相談決定する事となった。

二月一日回向院で作事の入札あり金百十七兩の者に申付ける事がきまり翌日新地奉行に届出、四日から小屋かけを始め、十日むね上げ祝儀があった。

三月二十四日開帳仏奉持用の輿が出来、三月五日遷座と決定したので寺社奉行、上野執当・兩丸^⑤及び諸寺・諸家奥向きに書状で届け、二十九日には開帳仏通行の当日の道筋町方等に寺役人から連絡をとり、三月三日道具類を回向院に搬入した。

三月五日遷座朝五ツ半頃出駕上人、玉泉貞信 (藤尼法善病のため開帳中貞信が手がわり) 御供。御かち供として恵光、真亮、諦心の三尼及び表から柄沢彦太夫・同教江・小林・笹本・藤井等が従い、梅窓院・祐天寺などは先乗りとして回向院に入って出迎えた。一行は九ツ時駿河町越後屋で小休 (御膳菓子折が一同に出る)、七ツ過回向院着、方丈玄関から上り書院を通り本堂に於いて法要のあと同院山内の大秀寺、心光院、玉蓮院に対面、方丈で上人はじめお供尼僧、梅窓院、祐天寺等にも御膳が出てのち「おすまゐ」の方に引取られ期間中青山善光寺の人員の大半は回向院に滞在したらしい。七日開帳場に提灯や幟を立てた事並びに風呂場を (これまで本堂内にあった) 外

に出すことを寺役人から上野執当の添翰をうけて寺社奉行に届け出た。提灯や幟の数はこの時の記録にはないが前回天明三年には門前に幟二十本を立て境内には水茶屋や香具見世なども多数仮設された事が知れる。当時の開帳場は善光寺のみならず一般の風潮がとかく華美浮薄になり一種の遊興場的観をなしたらしいことが江戸文学といわれる諸本^⑥によって知られる。

開帳は三月十二日から六十日間の予定で始った。暁六ツ時開白、半鐘により上人出堂、大戸帳の内に入り登壇と共に大戸帳上り衆僧着座(鶺尼二人は上人の傍に侍す)。差定は

(香偈) (三寶) (四奉請) (開經) (偈) (四誓偈) (おわって) (風) (双盤)
かうけ さんほうらい しふしやう 御前かいきやうのけ しせいけ 早而お十念 信州ふうのそうはんうつ
(双盤) (暫) (念じ) (壇) (降) (遊ば) (机) (焼香)
右そうはんの内御開帳 しばらく御ねんし 御たんより御おりあそはし前つくゑにて御せうかふ 御三拜 か
(鉦打) (釋迦) (釋迦) (いらせられ) (釋迦)
ねうちきり 三方御十念 それよりしやか尊 善光江被爲人 しやか様三拜善光御着座斗 御拜なし 御引被

遊候

このあと日中、開帳とも上人出仕、日中には日中礼讀が唱えられ、又「お十念場にて御十念廿八度」行われ、お名号二千八百、不淨除(護符)八百、閻王御判八百が出るなど好調なすべり出してであった。

十三日は明六ツ開帳、御日中、後夜礼讀七ツ時閉帳、お十念七度、夜善導忌御念仏を本堂で修行した。

十四日明け七ツ半頃御出堂壇の上で御手かね念仏御修行、六ツ時開帳昨日の通り

十五日深川の福田弥兵衛施主にて施餓鬼会

十六日月並放生会、十八十九日施主あり放生会。というように通常の開帳法要の他各種の行事が連日行われた。

この様に結願までの間に施主施餓鬼二十三回。方界施餓鬼七回、施主放生会三回行われている。

三月末から四月にかけて本丸並びに西丸の表使衆を通じて老女方へ先例の通り開帳中に御代参下されたい事、及び開帳後如来登城を許されたい旨願い出で四月中には連日のように奥女中衆が二三人或いは数人つつ参詣している。四月十四日は中日の回向が日中礼讚を中心として楽入りで盛大に行われた。差定は

- 一、喚鐘 一、大衆昇堂 一、奏樂
- 一、導師参堂 一、香偈 三寶禮 一、讚鉢
- 一、四奉請 一、洒水 導師 一、奏樂
- 一、散花 貞信 一、生花 一、奠供眞惠光
- 一、供物 一、御茶湯 一、飯齋 施食ノ文御十念
- 一、禮讚 一、四誓偈 一、汐回向 御十念
- 一、念佛一會 一、御十念 一、四弘誓願
- 一、三歸 一、三方十念 一、退散奏樂 御繞堂

少亂聲 太鼓 金森彦四郎

半調音取 笙 岡戸百助

五常樂急篳篥 香運寺

臨河 淺場久助

合歡鹽 笛 原雲慶
町野東庵

と記録されている。この日中回向の祝儀として十五日一汁五菜の料理と次の目録が僧俗全員に対し青山善光寺から贈られた。

白銀十枚 — 回向院

金 千 疋宛 — 役僧・淨興寺

〃 五百疋宛 — 役僧手代り・納所

〃 二百疋 — 本堂供僧

〃 二百疋 — 弟子三人

〃 百疋宛 — 取持六人・侍二人

金 二朱ヅツ — 諸堂司三人

二朱ヅツ — 本堂詰衆四人

二朱 — 小塚原下屋敷堂司一人

五百文 — 下男頭

三貫六百文 — 下男十二人

一貫文 — 門番

メ 十九兩三分と五貫百文

閉帳期限は当初六十日の予定であったがこの頃になってあと十日の日延べを願ひ、十八日上野執当に添翰を願ひ出、十九日それをうけて直ちに寺社奉行へ願書提出し許された。二十六日から五月初旬にかけて今回結縁のあつた回向

院の諸講中（女人講、木魚講、蠟燭講、廿一日講、五種香講、お花講、お伽羅講、御詠歌講、及び本郷元町、花房、駒込、谷中、四ツ谷、新宿、鮫ヶ橋、尾張、平川、黒門、伊皿子等の各町の講）を招き一組一座づつ施餓鬼を修行し御名号一幅宛を下され奥でお十念の後藤尼から

段々深切之御世話御前ニも御満足ニ思召候 御開帳相濟候はば皆引取申候義と此所御前御殘多御殘念ニ思召候 青山善光寺ニ而も近年御十夜も御くり立に付講も御取むすひ被 成度義頼入候 云々

と今後の協力を依頼しお十夜参詣をも勧めている。

五月九日閉帳も近づき回向院を引払う予定もあるので如来登城の件について本丸表使衆に内意を伺った所、十四日に至り今月二十五日に登城するよう本丸から、同じく十九日には社奉行から正式に申付けられ本尊の厨子及び靈宝、その他入用の品々があれば書付を差出すよう、また委細についてはお広敷番の頭石尾喜左衛門、築山文右衛門などとかけ合ひよう申付けられた。

二十二日は平日通り開帳、日中、中夜礼讃の法要あり、「今夕七ツ時御閉帳」と札を出してあったが非常な群集で八ツ過ぎ閉帳した。その次第は奥日記によると

彌陀經 畢つてとふば御回向 (塔婆) そうはんニ而御上たんあそはし (壇遊ば) 例の通入御閉帳也 (錠) しやうをかけ (禮) それより (盤) 御らいはんニ被爲人そうはんうちぎり多かう (双盤) 打 切回向 (願以此功德) くわんにしくとくの文畢而三方十念 (おわこて)

閉帳法要は回向院浄光寺の和尚が出堂して終ったが、参詣人が多くて堂内に入れぬものが残念がり講中からの願いもあり、再び開帳され今回は上人しばらく拝礼の後すぐ閉帳、六字づめ念仏で御壇の二段目で十念授与が行われた。更にこのあと木魚講が七ツ時閉帳のつもりで木魚と木魚ふとん三つを奉納に来たので今一度開帳し先の通り閉帳十

念の儀を漸く完了、そのあと靈宝場や諸堂に上人が御暇乞に巡拜、所々で講中にお別れのお十念を下さった。回向院からは祝儀として十樽贈られ、寺役人は寺社奉行等に閉帳の趣を届け出た。

期間中に領布したものは代価不明であるが数量は次の通りで御名号が最多数である。

	三月	四月	五月	総計
	(十四日間)	(二十八日間)	(二十二日間)	
御名号	一一、九四〇	一五、三〇〇	一〇、七〇〇	三七、九四〇
不淨除	七、七五〇	一一、五五〇	一〇、一〇〇	三〇、四〇〇
閻王御判	六、六〇〇	九、二〇〇	五、七〇〇	二一、五〇〇
御符	六三〇	二、二九七	三、九八七	六、九一四
御血脈	二六五	八六一	一、〇四〇	二、一六六

法要料、回向料、賽銭、法礼その他の収入決算は恐らく別に帳簿があったと思われるが今の所見出し得ない。奥日記にはごく断片的に参詣人からの御供え目録の覚え書きがあるにすぎない。尤も開帳二日目の三月十四日の条に

開帳御散物之義ニ付回向院并講中少々こみ入御座候所相濟 今朝より散物御しらへ(調べ) 回向院より役僧中

御立合淨光寺達和尙

とあり、各方面から立ち会いで会計の公正を期したものとと思われる。今一つこの期間中に問題となったのは男女間の風紀の事で、尼僧は男性に接近せぬよう禁令が出された。

如来登城の件については既述の通り二十日前後に先例書や今回の出開帳に際して造った仮厨子の絵図、寸法記入の書面など寺社奉行に提出し、上人からも表使衆宛書状をしたため献上物(御五方に御昆布一箱づつ)のことなど問い合わせ、二十四日に明日のおみやげとして老女以下御使番衆にまで蒸籠十四組と酒樽目録にして「為金三両」

を本丸宛、蒸籠九組と「為金一兩十匁」を西丸宛それぞれに贈り届け、登城の折「御切手口江入候人教書」計四十一人の内訳を差出した。

二十五日朝六ツ時過出輿、如来御輿持人は先例通り二十八人、別に世話人一人が付そった。輿日記にある行列次第は

献上長持三棹	侍	御輿持人廿八人	休臺二持人	尼二人	御箱	御日傘	御打物	徒士徒士	御侍	同同
役人差添	侍						徒士徒士		御前	同同
若黨										
草履取										
御跡箱	御長持	御沓	若黨	老尼	草履取	合羽籠三荷	押	奥御供は玉泉・貞信・惠光・眞亮		
御跡箱	御長持	御草履取	老尼	老尼	合羽籠三荷	押				

二十五日明六ツ時過に出輿、如来御輿持人は先例通り公儀から二十八人遣わされ、別に世話人一人が付添った。靈宝長棹三さおには寺侍平八郎兵衛がさし添い、五ツ時御城につき上人は御広鋪ひろきに入られた。

如来は御広座鋪御床にしつらえられた仮殿に安置されており、四ツ時御使番から「御開帳被成候様」申し出された。道中の用心のため厨子内で結んでおいたため上人一人では開帳出来かねるのでどなたかお手伝い下さるようお願いをとり、玉泉はは傍にひかえ鏡かぎを持参して引取り、上人は暫時祈念してからお広座敷に退き、そのあと御台所はじめ人数や名については具体的記載はないが、大奥女性達の拝覧があった。上人お目見えのち御礼年登城の時と同様に五方に昆布一箱つつ目録台付で献上し御料理を頂き、如来へのお供えと上人への拝領物もあり、主なものは次の通りであった。

	献上	御供	上人に拝領
將軍家(家齊)	昆布一箱	白銀五枚	黄金一枚・御ぬり重の内
御台所	同	一〇〃	白銀五枚・御文庫の内紅白ちりめん
西丸大納言(家慶)	同	五〃	〃五枚
峯姫君	同	二〃	
菊千代君(のち斉順)	同	二〃	
樂宮(家慶の室)		二〃	
淑姫君		三〃	
時之助君		一〃	

この他、兩丸とも老女以下御使番、お小姓中にいたるまで多人数からのお供えが計十三貫五百十二匁、銀包八五等納められ、善光寺からは既述のお土産や献上品の他御影百枚、御切手番、陸尺、伊賀衆、御輿小人や下男等にまでそれぞれ平均百疋ていどの心付を出した。七ツ半時、御閉帳被遊候様ニとの仰せがあり上人五条袈裟でしばらく祈念の後、玉泉貞信兩尼も罷り出て御厨子内を結び、如來の傍の三宝にのせて御拝覽された仏舍利もおさめ兩尼退出、先にお目にかけておいた絵縁起一卷も返された。上人は御老女方に御暇乞を済ませて退出、昼のうちに表使衆に依頼しておいた高張り四ツを如來様に、その他提灯十張を持人共拜借する事が出来て夜六ツ半回向院に着寺、登城しなかつた者達の手で夜中に道具類など片付け支度もすべてととのえられた。二十六日明ヶ五ツ時出興、梅窓院が先eriorし回向院の講中や開帳期間中に役僧等をつとめた僧侶方も見送りに加わり青山に帰寺、如來は直ちに本堂に、上人は文閣より入られた。その後早速大興へ昨日の御礼文、寺社奉行や上野に報告の使者を出し、また三家三卿は

じめ諸大名家や諸寺院への報告や御礼に相当の日時を費したようであり、信州から搬出していた宝物類は翌月二十日に送り返した。

当時は開帳終了後に報告法要の意味で「御供養法要」を執行するのが慣例でこの時は六月二十日から七日間におたり朝（弥陀経一卷）、昼（弥陀経五卷）、初夜（礼讚行道）の三回づつ及び法界施餓鬼や放生会等を行い、参詣人たちにお血脈や十念授与があった。

この時の収支は不詳であるが支出としては開帳場の施設管繕経費の他に寺内の僧俗、手伝い諸寺院方、世話役町人衆にまで手当ての他開關、中日、閉關等の御祝儀、慰勞の振舞い（御被官、町年寄、在町庄屋、御用達等を七月一日に招待）などあり、更に回向院からも修覆料をほしいと要求されて金百三十兩余りを呈している。結局純益は殆んどなかったもようである。この年の末には金融業者から四百兩もの借金をしている。即ち奥日記文化二年十二月に次の記事がある。

四ツ谷ひちやの由伊兵衛と申者入來 御金四百兩御借入 内

此方にて 百兩

信州にて 二百兩

御門前にて 百兩

〔上洛及び和光寺行〕

善光寺上人の京都御所参内は上人号常紫衣勅許の繪旨頂戴に対する御礼であり、古い記録は残存しないが江戸中

繪旨頂戴

参内

一二三世智善上人	元禄一一・六・一九	元禄一一・九・二九
一二四世誓興上人	享保一七・四・五	享保一七・四・七
一二五世智観上人	宝曆三・一・二五	宝曆一四・三・三〇
一二六世智昭上人	寛政二・二・一八	文化五・三・二一
一二七世誓円上人	天保八・五・二四	天保一五・四・二二

期以降の例では智観上人以後いづれも住職就任後相当歳月をへてから入洛参内してられる。旅費や進物その他に莫大な費用と煩雑な手続きなどを要したためと思われる。

智昭上人の場合もその計画が検討されるようになったのは文化元年で、和光寺と種々接渉を重ね文化三年夏頃には「来る辰年」と参内の予定を決議したのである。その内容については文化三年十二月和光寺から青山に到着した書状に

(略) 御参内の義内々相談かた／＼申入れ候所随分承知之趣、しかしながら所詮御先代之通りに御世話も申しかたく京都より大坂までの御世話申上 御参内後本尊開帳仕諸雑用等差引残りの分は何程有之候共差上可申由 申越可く候 云々

とある。御先代通りに御世話出来ないという事は既述の如く同寺から多額の借金をしている為であり、先例に準じて入洛の機会に大坂和光寺にも巡錫され開帳を行い、和光寺の入用を差引いたあとの収益をもち返られたらよからうとの提案がなされた。

来る辰年とは文化五年、上人二十七才に当るがようやく成人住職として寺門経営にも意慾をもつようになったと思われる。文化四年七月十一日寺社奉行脇坂淡路守からの御尋に対する書状に

口 上 覺

(略) 青山善光寺之義は尼寺之儀ニ候へば夜分取メリ奥表の間定口と申有之夜五ツ時にメ鍵ハ役人預り置 無據用向有之候得は定口明ケ候而役人罷出用向相達し候義ニ御座候

一、下男共之義ハ夜分ハ夫々の部屋ニ爲相休申候

一、本堂之義も尼僧共ニ候得ば暮頃ニ二王門メ夫よりは手前役人初下男迄も夜分は一切出入不仕是又無據用事等有之候へば役人并下男等も參り取計候儀ニ御座候

右尼僧の分夜分は本堂ニ付きおり候こくやに相休申候

右之通本堂并奥向夜分はメ切用事の外一切役人初出入不仕男僧ハ一人も御座なく候 御尋ニ付此段申上候

青山善光寺役人 小林民右衛門

寺社御奉行

御役人中様

寺内の風紀のきびしさが推測される。同年十月三日先代の徒弟として生涯を智觀智昭二代の上人に仕えた藤尼法善が命終し、同年十二月二十七日には伝法を相承せられた。又この頃和光寺からの書信によって上人名の昭の字は仙洞御所の御障りがあるので沼と認めるようにと連絡あり大本願文書の中に智沼と記したものが現存している。伝法は翌五年一月にもうけ十二日梅窓院にて附法、十三日ふさつ「兩日にて三脈御再伝」とある。

京都での宿坊には黒谷光明寺塔頭浄雲院をかり、御供の貞信・恵光・真亮・円隆・海音等に支度金を支給し、和光寺の開帳は四月一日から三十日間の予定で大坂役所での聞濟など前年中に完了しているので寺社奉行・大奥・上

野等に「二月中旬上京参内」の件を申入れて二月十二日明六ツ時青山を出駕した。旅程は雜司ヶ谷―板橋休―藤休―大宮泊―十三日鴻巣―熊谷泊―十四日本庄―倉鹿野泊―十五日安中―坂本泊―十六日杳掛―岩村田泊―十七日芦田―和田泊―十八日下諏訪―塩尻泊―十九日贛川―藪原泊―二十日福島―上ヶ松―二十一日野尻―妻籠泊―二十二日中津川―大井泊―二十三日大久手―みたけ泊―二十四日鶴沼―加納泊―二十五日赤坂―柏原泊―二十六日高宮―武佐泊―二十七日草津―大津泊（和光寺出迎）―二十八日昼頃黒谷浄雲院到着。ここには中御門家、飛鳥井家から到着祝の使者が来寺、聖護院宮、勸修寺家、町奉行（西月番牧野大和守）へ着京を届出した。聖護院宮には二月三十日参内願書の下書、禁裡への献上物書付、隨身衆の名簿などをもって彦太夫が出頭したが上人自身で清書を明日持参するようにとの事で、三月一日参殿し門主に対面御昆布と一献を頂き岩坊法印、雜務法橋、小野沢宮内卿などの御年寄中に参内願書を差出し、つづいて勸修寺家も訪問し願書を提出、同月五日には所司代、町奉行所へも挨拶に出向かれた。御供は青山から前記五尼の他、着京の時町奉行所へ差出した届けには「帯刀の者十七人召連」れたとあるが、所司代等に出向かれた時には徒士五人、侍四人、押二人、老尼二人、彦太夫の十四人であった。また信州如来堂の大工棟梁森右衛門に対し先代同様「和泉椽」の呼称免許を聖護院宮に願出てあった所三月十四日目錄を下された。

参内は同月二十一日で四ツ時宿坊を駕籠で出門し勸修寺家に立ちより勸修寺卿及び母堂に対面、雜煮、酒肴、本膳、蒸菓子、薄茶等の馳走を頂き同家からは御轅にて参内、八ツ過公家門から平唐門をへて諸太夫間に上り聖護院の伊地知氏及び勸修寺家の雜掌兩人の案内で竹の間に着座、臈尼はじめ供人達は諸太夫間などに控え御弁当を頂いた。この日の上人の衣鉢は紫道具衣に紫八ツ藤の指貫、彦太夫は熨斗目の上に狩衣を着用した。この時禁裡では一

族の園前大納言及び東園少將、親族の飛鳥井左兵衛督、西大路三位、高丘三位が、仙洞御所では一族の石野宰相及び六角右京權大夫、親族の池尻前宰相などが御取持ちお世話を下され、上人と共に妙心寺住職、醍醐寺院家、興正寺院家が参内拝謁してられる。このあと中宮、親王、仙洞の各御所及び鷹司関白家等に立ちよった。時の帝は光格天皇、仙洞は後桜町上皇である。帰途再び勸修寺にて衣服をかえ、供人は弁当をつかい一同四ツ時前に宿坊に帰着、翌二十二日には所司代、両町奉行所等に参内相済の御手札、束本をもって参内相すみの挨拶に、勸修寺家・聖護院宮にも上人自ら御礼に出向いた。同宮方からは伊地知氏より彦太夫に昨日御所の様子を記録に左の通り留められる旨仰渡された。

一、禁中平唐御門之内朱傘相用候先格也（退出の際雨がふったので使用を許された）。

一、禁中諸大夫御間御下縁に家老上り居ル

一、老尼二人露臺代御廊下北庇ニ控居

一、隨從尼五人諸大夫御間控居

仙洞様御所

一、老尼初隨從尼諸大夫御間

家老 同御間板縁

参内の節には聖護院の特別の計らいで浄土宗には例がないと断ったにもかかわらず坊官伊知地多中が他所から借りて用意しておいて下されたもの故緋鈍色（ひのとんじき）の法衣を当日のみ着用することとなり同衣并びに乗輿に

ついで左の許状をうけている。

御召緋鈍色之事

雖不容易 令賜之記

着用不可有子細 旨

御沙汰候所也

岩坊書判

文化五年三月十九日

宮内卿書判

雜務書判

善光寺大本願

知沼上人

御召網代輿の事

雖不容易 令賜之記

乘輿不可有子細 旨

御沙汰候所也

岩坊書判

善光寺智昭上人の生涯

文化五年三月十九日 宮内卿書判

雑務書判

善光寺大本願

知沼上人

この他信州で幔幕翠簾をかけてよいとの許可や、次回から善光寺上人入洛に際して奉行所に出向くのは参内をすましてのちでよいとの助言を得、聖護院宮から懸物一幅と真綿五把を贈られたので二十四日彦太夫が御礼の使者をとめた。この時の軸はただちに表具に出して四月十日大坂滞在中の上人の許にとどくが奥日記によると「蓮花光院大僧正筆白はい（梅カ）の絵」で

さきしよりちるころまでもくれないの梅の色かとさかり久しき

の一条右大臣筆の讚がついているとの事であった。上人は二十三日飛鳥井、二十四日伏見宮、二十五日太秦十輪院、二十六日知恩院等を訪問、ことに伏見家では兵部卿貞敬親王御一家の宮方にお逢い、琵琶の入門を許され樂を拝見し暮六ツ頃まで歓待されたようであり、知恩院には本供揃いで参詣し老尼兩人に役僮として藍色衣着用願書を出して許されている。その後大坂に下るため上人一行は黒谷方丈に暇乞いして二十七日朝五ツ時宿院を發駕、伏見經由の舟便にのり大長寺で一泊、二十八日朝四ツ同所を立って七ツ時和光寺に到着、上人は素絹紅・袴・紅五条、老尼兩人は今日より香衣を用いる事となる。御駕籠脇に布衣その他参内の時の通りの行列で御先乗は和光寺及び浄国寺がつとめた。当時和光寺内には所化六人（惠薫・惠頓・惠善・惠吟・惠幽・虎松）が居り、法類としては大宝寺惠全、浄国寺惠存、天然寺惠整、安樂寺惠教、誓安寺惠州、宗慶寺沢瑞などがありそれぞれに土産ものを下された。

開帳は四月一日から三十日の予定ではじめたが十八日に中日回向があり、二十一日付で七日間の延期及び五月十五日癸駕を決定し町奉行所の許可を得たので五月八日に閉關、更にそのあと二日間付せがきなどを行った。法要の内容は奥日記を見ると

四月一日朝五ツ時御開白

喚鐘・亂聲・音取・奏樂・昇殿

香偈・三寶禮・四奉請・登高座・奏樂・開經偈・護念經・十方恒沙文・双盤・六字詰・御開扉・御十念・御縁起・回向・四弘誓願・三禮・三方十念・眞稱念佛・御名號與・退出

御本堂御供兩人外ニ侍者兩人

朝夕日々右之通り

日没差定

喚鐘・音取・奏樂・昇殿・拈香偈・三寶禮・開經偈・讀經・双盤念佛・六字詰・御開帳・お十念・諸回向・

四弘誓願・三禮・三方十念・退出

閉關後の五月九日は朝御供養、施餓鬼御修行、付せがき十八。十日には施餓鬼、おかみそり四座、付せがき五十三あつて結願、万端滞りなく終了した。十一日には能狂言御らん、十二日本供にて住吉、天王寺、浄国寺などに参詣、十四日には収支の決算が行われ四百五十兩の納金のうち大本願取分として百兩及び道中金不足のためもう百兩証文を入れ借り請けた。実はこの頃大本願では町方から七千兩余りの借金をしていたのである。上人はこのあと江戸に

向わず信州に向け五月十五日和光寺以下一同と盃をかわし八ッ過出立、四ッ橋から乗船し淀川ぞいに大津に到った。但し途中彦太夫は京で下船し二条家を訪れ法嗣の件を依頼した。

十六日大津泊―十七日武佐―十八日柏原―十九日加納―二十日みたけ―二十一日大井―二十二日妻籠―二十三日上ヶ松―(二十四―七日記録欠) 二十八日七ッ時頃善光寺着、先例通り直ちに本堂お霊屋に参詣の後帰座、寺内一統にお目見があった。その後しばらくは江戸表の各要職、諸寺諸家へ

上京参内院参如先格相濟難有奉存候・参内後大坂和光寺開帳無滞相濟五月二十八日信州表江歸寺仕候 云々との届けや披露の書状を出し、京都松木家、飛鳥井家その他の公家衆や大坂和光寺に礼状、寺内僧俗職員におみやげ、参内や大坂開帳に随行した人たちには慰労金計二十両(例・老尼二人各三両、そば尼二人各二両、小尼一人一両、寺侍一人三両、その他)を支給しこの大旅行は完了したのである。

〔附弟入寺〕

文化六年は御礼年で三月九日信州を出立、十五日青山着、八月二十九日登城をはたし、一方では二条家の純(いと)君を附弟即ち法嗣として迎へるべく交渉がはじまった。なおこの頃例年十夜法要を厳修しているがとくにこの年は「弥陀経千巻法要」の十年目に当るので稚児練り供養を行い、供養柱(「大とふば」とも記す)を立て善の綱をはり一きわ盛大に執行されたが、翌七年以後は不如意のため説法も行わないさびしいお十夜となる。

当時大本願の財政は寺領の他に末寺からの運用金のウエイトも大きかったようである。越後十念寺からは塩年貢をとり立てているし、大坂和光寺からは御用金、道中金、冥加金の名称で相当以前から出府登城の年ごとに六十兩

納める慣例があったがその上に先代智観上人の天明二年には三百兩を借入れ毎年百兩につき三分三厘の利子で当初は順調に支払っていたが寛政三年以後は滞り、文化五年には残額四十五兩の他、今回和光寺開帳後の百兩の借金があった。文化六年は又和光寺から道中金を差上る年であるが右の四十五兩を差引き十五兩差上るはずであるがこれも文化五年の借付がある故差上ないと言われ、その後の交渉で右百兩を無利子とし、文化九年には御礼年用上納金六十兩が和光寺から送金される事となる。斯様な極度の財政難は「御勝手向難渋につきか程に成るまで打すて」おいた柄沢彦太夫、同孝左衛門、吉村富右衛門等の責任であるとして文化五年七月五日「おしかり、さしひかえ」を仰付られた。その後近隣町人の有力者十七人から計一九八〇兩を七年間立かえてもらい、この内には中こひ(越?)村の長蔵の如く百兩用立てたが年末にはその半金五十兩をおせがき料として納めるといふような篤志家もあり大勸進院家からも「百兩十ヶ年無利足で御用立」て頂き、善光寺の普請割当て金も十ヶ年抛出をことわり或いは無尽を言うなど種々の対策を立てたので信州の借財は漸次片付き文化七年九月には「無尽世話方に引渡し一応かたづき残り千五六百兩」となった事が奥日記にみえ、翌八年には長善寺の仲介で佐久郡の兩人から千兩を用立てようとの申出があり、そのうち百兩は江戸に送られ、かつて文化二年に四ツ谷ひちや伊兵衛から借用した二百兩のうち金として返済されたようである。二条家に対しては附弟契約ののち寺側のかような取込みや純君の小恙によって入寺は延引しているが支度金として去る五年に百兩進呈してあり、更に松木家を仲介として路用金の他邸の修理費も用立てを依頼されたので三十兩を純君江戸下向の前に差上る事に話合いがついた。

純君は二条左大臣治孝の女であるが転法輪前内大臣実起公の猶子として十月十三日京都発興して二十七日青山着寺、本丸、寺社奉行、上野等へ届出、増上寺へは着寺届及び授名(智の字をつけて頂く事)を願出た。得度は翌九

年五月九日仏殿において行われ智宝と改め九才であった。この時京都から見送りのお附女中おみきもお相伴得度を願出たので共に智昭上人弟子となり周演と授名された、年令は不詳である。その後早速兩脈相伝されることとなり二十五日増上寺大方丈で受け、二十八日には上人御礼年登城に老女衆からの内々で招きがあつて非公式に附弟も同道された。文化十年三月から五月にかけて青山では稲荷、弁天、秋葉三社相殿で再建が行われた。信州は十一年七月御霊屋御歳宮が大破したので修復にとりかかり、十二年三月に完成、五月二十四日上人附弟とともに御礼年登城、十三年は何事もなく、十四年三月三日から八十日間青山本堂で和光寺開帳が行われたが、その期間中に智宝尼は病された。即ち

十四年五月二十五日以降不快との事で黒田家医師大沢宗隆、坂垣養栄、一ツ橋家医師石河玄道、西丸奥医師小川汶庵、はじめ河村宗たん、岡本玄治法印などに次々に來診調薬を依頼し、諸家からも度々お見舞いが届けられたがついに六月十八日夜四ツ半時迂化された。病名は不詳で二条家への知らせには所労のためとのみ記した。信州大本院にも直ちに報告、本丸奥向はじめ江戸の諸大名家、京都の公家衆諸家にも通知を出し、二十日六ツ時出棺して増上寺下屋敷で火葬、青山徒弟五尼及び開帳出府中の和光寺からも看守役僧等が同行した。二十一日朝五ツ時骨上げ、九ツ時入寺、二十四日青山で葬儀、二十五〜七日の三日間には初七日(二十六日)を中心として丁重に法要が行われ、七月十日以降遺物を二条家その他に贈り、七月二十二日遺齒二つを信州大本院に送り埋葬、八月七日四十九日忌で施餓鬼、九月二十九日百ヶ日法要を敲修した。享年十四才尊蓮社貴誉上人生阿慧地智法大法尼と称す、僅か六年間のはかない仏縁であつた。

〔文化十四年の和光寺出開帳〕

和光寺では安永九（一七八〇）年に青山善光寺で出開帳を行ったが、それ以来規定の三十三年間もすぎた事として文化十三（一八一六）年の春を期して再び出開帳を行う心算で、十二年初頭からその準備にとりかかった。この頃青山では庫裡を普請中であつたが正月十五日和光寺から「来子年開帳催度」い旨の書状が到来し、三月八日大坂から和光寺弟子の恵幽が出府して詳細な相談をして帰った。その後同寺は出開帳の予定があるので御礼年の前年末に青山に納める冥加料六十兩の昨年度分は開帳費に用いるため納めかねる由の書状や、開帳願書を送附して来た。然し内藤豊前守から来年の開帳は「お定通り最早ふさがり候ニ付季をかへ願候様」にとの事で十月却下された。

翌十三年二月再び十四年に行う企画を立て、許可の得られる見通しがたった所で五月二十二日大坂奉行所の添翰、和光寺からの開帳願書、宝物書付、上野執当の添翰等を取りそろえ恵幽が内藤豊前守方へ提出し、上人からも本丸老女表使方に文を認め御声懸りを願った。

六月六日寺社奉行阿部備中守から願いの通り開帳を許されたので各方面に御礼に廻り、本丸老女方表使方に上人からお礼文を出し、和光寺でも大坂奉行所に届出た。青山では夏以降順次世話役等に協力を依頼した。

（七月八日）來春御開帳有之候ニ付講中頭寄合振廻（舞）（十月二十七日）來春御開帳ニ付近邊の者共江今日より表にて振廻有之候（十一月二十日）來春御開帳ニ付諸講中頭御よひ別段御頼の御意被下御酒御膳等被下候

十四年一月二十四日和光寺恵幽が年始をかねて出府、和光寺看主及び役僧と供兩人の都合四人は本尊を奉持して二十六日出立、二月八日頃着した。但しこの辺りの記述は詳細でないが前回の例からして船便で品川に着かれたものと類推される。

二月十七日和光寺本尊お迎えのため早暁七ツ時御供揃で本郷湯嶋房州屋安右衛門方迄御迎えに行き、行列を整へ越後屋で小休、増上寺へ御立よりにて御本尊を御堂へ御入れして大僧正様拜礼あり、上人は安養院でお弁当を済ませ七ツ半頃帰寺、直ちにお堂出勤お十念、そのあと附弟智宝尼も開帳仏拜礼後お十念の授与あり、二十九日青山善光寺本尊は釈迦堂に奉遷し、三月一日には本丸西丸表使衆はじめ各方面に明後三日から開帳の件を届け出た。因みにこの智宝尼はこの年十四才で六月十八日迂化されるが公的行事出仕はこれが最初の最後で十念授与して信徒との結縁をされたのである。

三月三日卯五ツ時御本堂にて上人出勤して開帳の式あり、おわって釈迦堂にも出勤された、十念場は先年の通りしつらへ靈宝物や御守物等を出した。この開帳中にも両丸奥女中衆はじめ三家三卿や諸大名家からの代参あるいは女中衆の参詣が多かった。従来の開帳にも行われなかったとは断言出来ないが今回の行事に関する奥日記の記述においてはじめて見られる事は本丸西丸のお使番衆を通じて奥女中衆へ「仏餉袋」を依頼した事と四月八日の項に今朝より釋迦堂御出勤の節御前御手より御名號被下候

とある事であり、青山善光寺本尊開帳の場合の本尊前水引寄進の例と異り本丸老女方からは赤地金入御打敷一ツが三月二十九日奉納された。

四月二日中日回向九ツ時より「音楽御法要」あり、おわって「十種の御供養」もあつた。同月二十五日に至り開帳二十日間の日のべを内藤豊前守に願出で、同時に本丸老女方にその件に關してお声がかりを頂きたい旨願ひ、二十七日付で二十日間は許されないが「十日の日延べ」を許され、老女方へ右御声がかりの御礼並びに開帳後「如来御拝覽被成下置候様」に願ひの文を差出した。五月八日寺社奉行より

一ツ橋御内證様御死去ニ付今日より廿一日迄ちやうじニ付開帳も廿一日迄相休候様

申渡しがあつた。当時將軍家并びにその近親者死去に際し忌服の意味で一般庶民にまで「鳴物普請等停止」の達旨が出され、開帳も一種の興行として遠慮せしめられた、尤も

御開帳は今日よりお休ニ候へとも御十念は日々被下日々參詣御座候 御手よりお名號被下候ニ付別て御繁昌ニ候

とあり連日お十念お名号の授与は行われて居た。二十二日開帳再開、二十六日閉帳この日は八ツ時音楽法要を行い閉帳後奉行所へ和光寺代僧が届出、本丸へも文を以て届け出た。

然し中々好調であつたらしく月末までは何かと行事を行っている。

(五月二十七日) 今日惣回向ニ付拾種御供養音楽御法要

(五月二十八日) 今日より三日の間惣おせがき御修行遊 朔日迄に相濟申候、諸講中參詣

開帳仏の登城については八月八日本丸老女からのお尋ねがあり安永後の御開帳仏の登城年月を書上げ提出した。

一、和光寺本尊 安永九年六月八日 開帳後登城

一、青山善光寺本尊 天明三年六月一日 同

一、同 文化二年五月二五日 本所回向院開帳後登城

その後八月二十七日登城のように申達しがあつたがいかなる理由からか本丸の都合で延期となり十一月二十日に至りようやく二十四日五ツ時「本尊上人差添お上り」されるようにと老女方及び表使衆よりの文あり、二十一日右に關する御札の文及び持參の靈宝物書付を表使方へさし出し、また絵縁起を文庫に入れてお使番衆までさし上げた。

二十三日には先例に従い本丸老女以下一同へせいろう十八組（代金三両）御目録書昆布をそえて贈り、明日お切手口へ入る人数書を認めて出し、西丸へも同じく蒸籠を贈った。

十一月二十四日六ツ時出寺尼僧の伴は恵光、岱雲はじめ七人、献上物は次表の六方へ昆布一箱つつ目録書台付、外に御影百枚箱入、御本尊縁起一枚奉書に認め台付、靈宝物の縁起帳にしたものなどを差上げた。登城後少憩の後上人は素絹七条にて開帳拝礼して別室に退き、恐らくは前回同様奥向き対面が行われたものと思われ、和光寺看守や役僧は進上御番所で御料理頂戴し、一同夜五ツ時退出した。

		献上	人	に	拝領
將軍家	御昆布一箱 御影百枚	黄金一枚			
右大將	同	銀五枚			
御台所	同	銀五枚・御文庫のうち白ちりめん三卷・御ぬり重一組			
御簾中	同	銀三枚			
浅姫君	同				
元姫君	同				

二十五日には両丸へ御礼状を出し、二十六日には拝領の菓子の有縁の諸家に福分けし、十二月十一日先日お目にかけた絵縁起を返された。和光寺から出張していた人数の大半は十月二十九日に江戸を出立し帰坂後法類中から

御本尊御登城濟被參候恐悅御禮申上被參候

との書状が十二月二十三日に到着した。この時の開帳中の収支や大奥からの御供の金額なども記録されたはずの「別帳」が現存しないので不詳であるが閉帳間際の「御繁昌」という表現や四日間も「総せがき」の名目で行事を

続行した事などからして相当の収益があったと推測される。期間中の行事としては施餓鬼のほか放生会、百万遍、絵縁起講談などあり、上人からは特設の十念場において授与十念や真筆名号のおさずけも多数あった。本堂前庭には青山における第三回目の開帳宝曆十一年度以降「回向柱」を建立している。これは如来の御手から糸を結び（現在は如来から本堂内戸帳まで金糸、戸帳から内陣唐戸まで五色の絹糸）これに白布をつなぎ回向柱に垂らし「お手の糸」「善の綱」と称し、参詣者は柱に手をふれる事によって如来との結縁を体験し信心増進するのであり、その起源は浄土教普及に従って流行した臨終行儀の風から出たものと思われる。奥日記によると当時青山では開帳終て後に門前町や諸講中の世話人などにこの糸や善の綱即ち白布を領ち与えている。

「絵縁起」は言うまでもなく「善光寺如来御絵伝」のことである。これは天竺、百済、日本と三国伝来した一光三尊如来像の靈験にまつわる雄大な構想の物語りで奈良時代以降種々の説話を増減しつつ文章或いは絵画表現によって伝えられて来た。古いものとしては伊呂波字類抄、塵添壙囊抄、応永縁起として収録されたものなどあげられるが、絵画を伴ったものの初見は後崇光院の日記「看聞御記」永享八年五月の条、次いで「実隆公記」文明七年七月の条などにそれを見た記録がある。然し実物は布教用の消耗品の性格のためか余り古いものは現存せず、鎌倉時代の「絹本著色聖徳太子絵伝」八幅のうち第一・二幅（兵庫県鶴林寺蔵）、「絹本著色善光寺如来絵伝」四幅（愛知県本証寺蔵、いづれも重文）が古い例である。中世以降遊行ひじり達によって口伝えの語り物として広域的に流布し、江戸時代の善光寺仏開帳場においては必ずお絵とかが教化手段として行われたようで、これを専門とする僧を「絵解き僧」「縁起僧」などと称していた。

斯様にお絵ときやお血脈、十念授与など易修易行による一般庶民層との結縁の行儀は参詣者の群集心理と相応し

て益々善光寺如来崇敬の心情を高揚せしめ、一生に一度は信州善光寺詣りをしたい、否せねばならないとの聖地思慕の風潮さえ醸成したものと思われる。而も開帳は経済的にも重要な影響をもたらすものであるから期間中は住職上人は必ず在寺し回向院で出開帳のあった時にも上人はじめ寺内僧俗の大半は同院に滞在し、和光寺が青山で出開帳を行った時には看主以下多勢が大坂から長期出張してつとめるなど、いわば寺内の総力を結集して事に当つたのである。

〔江戸常住〕

文政年間即ち上人三十才台後半から五十才頃までは信州への帰国もなく青山でも余り大きな変化のない平凡な歳月を送られたが一応逐年的に概観すると文政元年四月十六日には御礼年登城があり、信州本寺では江戸開帳を来る辰年に行う予定として大本願役人も三寺中の役職員と共に種々交渉検討がはじまつた。

辰年即ち文政三年の江戸開帳は六月一日から八月二十一日まで回向院で行われたが信州からの如来一行の出府及び帰国に際して上人は板橋宿まで迎送していられる。「文政三庚辰年如来江戸御開帳日記」三冊が大本願にあり詳細を知る事が出来るがそれによるとこの年五月十六日上人は供尼僧六人・寺侍三人などと板橋まで出迎へ、本陣に一宿、信州から如来を奉持した大勸進別当、衆徒八人、中衆五人、妻戸二人等の一行は十七日板橋浄蓮寺に入り少憩、上人は焼香、出府の人々と挨拶あり昼食の後行列をととのえて回向院に到着した。これは先にふれた如く大勸進(天台宗)を中心とした出開帳であるから右の行列や開關閉關の大法要には東叡山の衆僧多勢が参加し、日々の法要は信州から出仕した三寺中十五人、賽物等の会計は大勸進大本願双方の寺役人が立合いで行い、上人は直接の

当事者ではないので時折り参詣随喜される位ではあつたが、その場合には四五日も前から回向院仮本堂并に同院表門に「来ル何日大本願上人様御参詣」の札がはり出され青山関係の講中その他一般信徒もその日は多く参詣し名号や血脈、授与十念などをうけた。この期間中の上人の回向院参詣は六月一・十九・七月二・十・二十・八月十・十七・二十一日の八回であつた。

この時の報告法要の意味もかねて翌文政四年には信州本寺で五万五千日回向と称する金堂開帳が三月一日から四月二十日まで行われ大本願でも、青山から開山像、將軍家拝領の御時服等を長持一棹におさめ、打敷、御幡、毛氈十枚、お血脈、お名号など什宝什物類を送らせ借用展観して協力したのである。

この頃青山の財政は朱印五石、門前賃貸地よりの収入、諸講中からの講金の他大本願からも毎年送金があり文化八年十二月、文政四年八月などの送金内容の例が奥日記にのこつている。

	文化八年	文政四年	
御滞府金	二十五兩	二十五兩	この他御代官役十兩、御手代五兩、御侍兩人一兩づつ、手代兩人一兩づつのお手当てが送られて来たが「当已(文政四)年より増金被下置候」との事で物価高を反映した人件費増額の措置と解せられる。
御膳米餅代	七兩二分	七兩	
講金	十兩	六兩	
御召代	六兩	十二兩	
御次小遣	一兩十二匁	五十兩	
利子(論心借金)			
計	四十七兩二分十二匁		

文政五年には信州金堂屋根修理の計画がはじまり大勅進役人から大本願に対して現在までの所、勝手向の金子を年々ふきかえのため積立ておいた分五六百兩と文化四年金堂開帳の時「屋根板勸化所」に納つた六十兩があるが、

当春から本坊初め三寺中でそれぞれ毎日散物の十分の一を積立て費用に入れること、また町年寄八町庄屋及び寺領一統更には諸国信者にも「屋根板一枚十二文で多少によらず寄附」を勧募するようにとの伝達があった。而して文政十年二月十七日足代木切初山入、三月八日ふきかえ初まり、天保二年八月完成しその翌春開帳が行われる。

但しこの頃大本願の借財は一層かさみ金主方一統に「お勝手向不如意につきこれまでの借財を延期してほしい」と依頼し、江戸表からも「下々に至るまで常々儉約質素に」綿布勤めの事、御修理や琴三味線ほか遊芸など惣て奢りがましい事のないようにと指示があり、更に今年から七ヶ年「厳敷御儉約」、出納帳も厳密にするように鳥領助を通じて仰渡された。奥日記文政十三年四月二十日の項に

一、右年限中（文政十三〜天保七年）御双方（大本願と青山）共御勝手御手賄に被遊候依之信州表諸御收納物御散物其外不時納物等ニ至迄一ヶ月切（ごと）に帳面付置不殘江戸表江相送り可申事

一、信州御勝手諸拂之儀ハ月々勘定仕置右帳面飛脚便りの節相送り可申且御拂高之儀ハ其時ニ相送り可申候 且右之振合ニ候間其地御拂方之儀ハ一月後レニ可相成候條兼而御出入之者共江も寄々可被達置事

一、御散物調（しらべ）之儀ハ是迄之通一同立合右人數之内江御被官兩人宛相加日限定置人數揃候上ニ而御納所方并御被官壹人差添御本堂江罷越御散物引取直様（すぐさま）取調其時に可被相送申候事

右三ヶ條金錢入出之義ハ役人并御被官兩人宛立合相納金錢之分ハ御被官封印致右兩人より青山奥江直に相納可被申候 且御拂方之儀も右兩人江向相送り可申候間請取之懸りの者江相渡爲拂可申事

右之外御仕法之儀ハ追々御沙汰可有之候 前條之趣御勝手方并御被官中江相達候

寅四月

一、吉村五十二郎留守中御被官預り置候御散物其外共兩替致右金錢不殘此方へ相送り可被申候事

右之御書付五十二郎江相渡遣

嶋 領助

此度御勝手方元ノ役并信州代官役兼帶相勤候様被 仰付候

寅四月

なお同年十月には寺役人藤井伊右衛門に名字帯刀を許し、仁科喜平次を納所役に、山口助右衛門を目付役に任じ、寺役人吉村富右衛門、同五十二郎父子を免職し人事を刷新した。青山では文政九年八月芝金杉の魚問屋からの願いにより同所において河施餓鬼の修行があつたが、出開帳以外に非公式に他所に向き、ことには町人の招待に応じて法要を行われるのはこれが最初のように、これ以後幕末期まで次の誓円上人の頃にかけて頻繁に行われるようになった。智昭上人は楽道、笙の家柄の中御門家出身の故もあつてか芸術面に関心が深かつたらしく文化五年入洛の時には寸暇をさいて伏見宮家に琵琶、飛鳥井家に和歌の入門を願ひ、同年信州在寺中にはわざわざ青山から「御楽道具」をとりよせられたり、和歌はその後も永く勉強を続けられたようである。文政末年に至るまで奥日記の随所に「詠草遣わさる」の記事が散見する。更に特筆に価する事としては読経に合わせて雅楽を演奏する「音楽御法要」を盛んに行われた事である。演奏者が江戸在住のためか青山でばかり行われたようであるが寛政十二年から文化六年にかけてのお十夜に於ては「音楽阿弥陀經千卷御修行」と称し笛三人篳篥（ひちりき）二人、笙一人などの姓名や法要差定、雅楽の曲目などまで詳しい記述がある。その差定の一例としては本論中にも文化十四年和光寺の江戸開帳の項にも引用しておいた。

三、天保二一七年（五〇一五五才）

先に附弟智宝尼を失った上人は老境に到り再び法嗣を求め天保二年夏頃から有縁の諸名家に心当りの仲介を依頼されるようになった。天保三年春には信州本寺で六万日回向の開帳が行われるのを機に二月二十七日江戸を立ち三月五日大本願着、文化六年の出府以来実に二十四年ぶりの帰寺であった。

開帳は三月十日から四月二十九日まで行われ大本願でも表小座敷に宝物を展観し、上人は上段の間で十念、奥にて血脈を授与され、期間中には青山ゆかりの久保町・四ツ谷・神田おたみ、青山、さめがはし、染井、王子などの江戸の諸講中からの参詣があり、五月一日に還座式があつて完了した。

この間江戸では清水家を介して京都伏見宮家と交渉が進み兵部卿那家親王の息女で当時六才の万喜宮を久我前内大臣の猶子として迎へ御下向入用金として二百両を伏見家に寺側から贈る契約がとつた。伏見家は琵琶の家柄でかつて智昭上人とはその道の師弟の關係に当り、又先の附弟智宝尼と伏見家出身の上野寛永寺公澄法親王とが姻戚に当るなど種々の關係から法縁が熟したと思われる。万喜宮は同年閏十一月十九日京都を立ち、木曾路を通り十二月二日信州大本願に入寺された。

翌四年早々増上寺大僧正から法名を贈られ三月七日大本願内仏前で得度し名を誓円と改め、寺役人茂八のむすめきそ女も御相伴で得度仰観と授名された。四月七日上人は誓円尼公と共に発駕、同十四日青山に着寺、翌日から寺社奉行、本丸、上野をはじめ諸寺諸家に出府並びに附弟得度の報告を行い、各々から祝儀が届けられた。十月二十日登城して將軍家夫妻以下多くの方々にお目見えし例の如く献上拝領物の贈答があり、老女衆からの内意があつて

附弟も非公式に同道されていたので、「お人形、お細工もの、お手あそび物」などを頂いた。その年から翌六年にかけては附弟を伴い清水寺、増上寺、浅草寺、長谷寺、目黒不動尊等各所におもむき比較的自由的な日常をすごされたようであるが、七年初頭からは病気がちとなり、定式御礼年にあたるのでいつ登城したらよいのかの伺いを老女方に出し、やがて天命を予見されたのであろうか十月二十九日には「御登城年にて候へ共不快につき誓円を名代として御登城仰付」られたいと願ひ出、その返事の届かぬうち十一月十日朝六ツ時迂化された。病名は不明であるが奥日記には時々「たんせき」とあったのでぜんそくのような状態かとも思われる。深蓮社徴（又は澄）誓上人称阿荷香智昭大和尚時に五十五才であった。直ちに誓円尼公を喪主として大奥や京都伏見宮家はじめ極く親しい諸寺道家に通知して密葬を行った。十二日暮六ツ出棺、尼僧五人、医師、表方四人の他門前町の人々もお伴して増上寺下屋敷で火葬、十三日朝六ツ半御骨あげ、九ツ時青山に帰寺された。なおこの時は先例にのっとり喪を秘して十一月二十八日「微誓上人様当春以来御不快にて寺役勤め兼候に付御隠居遊ばしたく誓円様に御任職御願ひ」申したいとの願書を公儀に差出し、十二月十二日から任職を継ぐため、第一段階としての伝法をうけるため前行に入られ十九日増上寺白木書院において明誓徳翁上人から三脈を相伝され、二十六日には本丸から任職を認める旨の書状及び目録が届けられた。

誓円尼公が八年五月二十四日付諭旨をうけ善光寺上人としての披露を各方面に行ったのち、六月十日改めて迂化を公表し江戸、信州、京坂の各方面に使者を以って伝達し、十三日八ツ時青山善光寺本堂で新任職導師のもとに恵光、真亮、梵定、隆興、靈穩、徳含、博随、仰観、栄道、秀海等の徒弟が集り葬儀を厳修した。

信州でも葬儀法要が行われたのは勿論であるが町方においては普請并に商売を三日間、鳴物七日間停止して慎ん

で喪悼の意を表した。

結 語

以上の通り智昭上人の五十五年の伝記の概略を見たのであるが、その生涯は先代智観上人と極めて類似して居り、両尼公の人生は近世善光寺上人の典型とも言える。上人在職の寛政から天保に至る約半世紀は所謂化政期を中心に徳川家斉の大御所時代を経て封建社会の文化が爛熟の極に達し、幕末の混乱期に向って漸次斜傾しはじめる様相を呈している。天明年間に頻発した全国的飢饉や浅間山噴火、一撥や打毀しの続発による社会不安はその後も長く尾を引いて智昭上人代の信州大本願、青山善光寺の両寺の経営面にまで影響があり、寺院経済は一向好転せず伽藍の破損修復もままならなかった。

この頃信州及び青山両善光寺において行われた大きな行事としては左のような事が挙げられる。信州善光寺では寛政三年諸堂修理成り金堂開帳（寛政三、同十一、文化元、同八、天保三年）や出開帳（寛政六〜十年回国、享和五年江戸、文政三年江戸開帳）、本堂屋根ふきかえ（文政七〜八年・天保二年）などが二本坊（大本願・大勸進）及び全山内の共同責任のもとに行われ、大本願としては御蔵宮や徳川家お霊屋の再建（寛政九・文化十二年）、客殿建立（文政二年）無尽（文化五年）を行った。又青山善光寺では本尊の回向院出開帳（文化二年）、和光寺如来の青山出開帳（文化十四年）、勅許御礼参内と和光寺開帳のための京大坂旅行（文化五年）、登城（寛政三・六・九・十二・享和三・文化二・三・六・九・十二・十四、文政元・四・七・十一、天保二・四年）、本堂諸堂修復（寛政元〜四年）、同やね修理（文化七年）、観音堂移転（寛政七〜九年）、弁天堂建立（寛政十年）、百観音及び地藏堂

再建（文化九年）、稻荷弁天秋葉三社合祀再建（文化十年）、富興行（文政十二年）、十夜会阿弥陀經千卷法要（寛政十二）文化六年）、釈尊二七五〇年法要（寛政十年）、宗祖六百年御忌（文化五・六年）、善導大師千六百年忌（文政十三年）、附弟智宝尼入寺（文化九）十四年）、同誓円尼公入寺（天保三年）などのことがあり、この他にも年中行事や公武の諸名家、各宗寺院との交流に関する慣例や規則など、近世の寺門経営上のあらゆる事例がこの期間に集約している観がある。

しかもそれらの事を行うに当って参照すべき古記類は恐らく元禄十五年の江戸大火で谷中善光寺と共に焼失したのであろう。先代智観上人入寺の頃には頼るべき師匠もなく、寺役人等が先輩故老から伝聞いていた要領に従い、或いは必要に応じて寺社奉行や大奥女性達からの指示や助言をあおぎながら一件々手さぐりの状態で事を処理された。その体験から機会あるごとに自ら書きとめておいた記録を後年整理分類して四部六巻にまとめておかれたので次代を継承した智昭上人は、九才の童女で入寺後直ちに任職せられたものの寺務処理上では多に亡き先師述作の記録の恩恵を蒙られたと推測される。

一方でははじめて「音楽御法要」を行う程芸術的資質をそなえていられたが、他方では無相家の大本願青山両寺が高額の借財を負いながらも格式体面は尼公上人の寺として高く保たねばならぬという窮地に立って物心両面の苦勞は並々でなかつたろう。晩年は莫大な費用を要する信州江戸間の移住をさしひかえ、大本願は文化五年から十ヶ年更に五ヶ年延長、及び文政十年から七ヶ年、青山は天保三年から七年間の「厳しき儉約」を宣言し、日常生活をきりつめ、各方面との交際費節減のため祝儀不祝儀にも品物をそえず書状だけ贈るといふ思い切った措置をし、又經理責任者の寺役人父子の交迭を断行するなど実行力ある人格者であったと追慕されるのである。

註

- ① 常憲院御実紀卷52、なお大本願には青山善光寺宛朱印状の写し十枚（慶安元・貞享二・宝永二・享保三・延享四・宝曆二・天明八・天保一〇・安政二・万延元）あり。
- ② 拙稿「信濃善光寺本理院殿廟墓について」仏教大学研究紀要、第五五号。
- ③ 常憲院御実紀卷43、及び拙稿「善光寺の江戸開帳について」仏教大学研究紀要第四四・四五合巻号。
- ④ 常憲院御実紀卷44。
- ⑤ 中御門（通称松木）家の出身で飛鳥井前大納言一品雅重の猶子として入寺、智観上人附弟。
- ⑥ 家斉の二女、寛政二年十月生後一日で早世、母は於満武の方。
- ⑦ 田安宗武の女種姫、家治養女となり、天明七年紀州中納言治宝に嫁す。
- ⑧ 拙稿「近世青山善光寺における富突興行」仏教大学研究紀要第57号。
- ⑨ 「信州大本願江戸青山善光寺智観上人」大本願教化部発行。
- ⑩ 吉村氏は大本願、今井氏は大勧進の寺役人。
- ⑪ 伏見宮邦頼親王の子、俗名弘道親王、生母お茶地の方は中御門家の出身で智昭の姉。
- ⑫ 敏次郎、のちの家慶、生母お羅久。
- ⑬ 家斉長女、のち尾州家御守殿となる、生母お満武。
- ⑭ 拙稿「善光寺の江戸開帳について」
- ⑮ 菊姫。母浄岸院は竹姫・綱吉の養女。
- ⑯ 江戸城本丸と西ノ丸。
- ⑰ 嬉遊笑覧第七、下手談義、梨本書（日本仏教史、第十巻、二五〇）
- ⑱ 法界施餓鬼・三界万霊の供養。
- ⑲ 永井信濃守家臣石本伊助の妹、入寺年次は不明であるが、宝曆十四年智観上人出府には随行しているので、相当高令に達していたと思われる。常蓮社宣誓法善法尼、文化四年十月三日逝、原宿長安寺に葬。
- ㉔ 法華経法師品にとかれた花・香・瓔珞・抹香・塗香・焼香・繪蓋・幢幡・衣服・伎楽の十種を三宝に供養することで、この

時行われた音楽法要も十種の中の一と見なされたかと思われる。
 ② 寺役人と同様の寺務を行う。町人の有力者が選任される一種の名譽職のようなもので、自家の職業は別にもち傍ら重要な行事の時出勤した。

智昭上人略年譜

(横線は上人の青山・信州在任期間を示す)

年 (A D) 號	智昭 年令	信州善光寺	青山善光寺
寛政二年 (一七九〇)	9	本堂修復 一一・二九智觀上人遺骨着寺	一〇・五入寺、一〇・一五得度、一二・四五重(一二・一八綸旨) 一一・一二一四智觀上人葬儀、一一・二五遺骨出立
" 三年	10	三・一〇〇四・三〇金堂開帳(四万日回向) 一〇・二八着寺連日入院披露	一・一一綸旨到着、二・四宗脈相傳、六・二七智觀上人一周忌、八・六繼目登城、九・五上野昇殿、一〇・二三出立
" 四年	11		四・四修復始る、六月本堂修復成る
" 五年	12	九・二八御靈屋入佛供養	五・二六富興行滿會
" 六年	13	三・一六出立(越後十念寺七・一〇二八開帳) 八・三〇回国開帳	↓三・二三着寺、七・二三登城

〃 七年 (一七九五)	14		二・一 観音堂建立、一一・二〇 同移轉
〃 八年	15		七・九 観音假堂入佛供養、六・二七 智観上人七回忌 七・九 信州お靈屋修復金三百兩下さる
〃 九年	16	三・二八 お靈屋蔵宮修理始る	三・二〇 〓 二百観音入佛供養、三・一八 〓 四・二 説法、九・一 四登城、一一・四 無盡始る(十四年間)
〃 一〇年	17	六・二三 歸座	二・一四 〓 一五 釋尊二七五〇年忌 三月 辨天堂建立
〃 一二年	18	三・一 〓 四・三〇、四萬五千日回向	
〃 一二年 (一八〇〇)	19		八・二五 登城
〃 一三年 享和一年	20	四・二九 着寺	四・二一 出立



〃 二年	21	六・二七智觀上人十三回忌	一〇・二名號堂建立始る
〃 三年	22	二・二八出立 六・一〇八・二一浅草傳法院で江戸開帳	↓三・四着寺、五・一六信州如來着府出迎 五・二〇登城
〃 四年 文化一年	23	三・一〇〇四・二九開帳	
〃 二年 (一八〇五)	24	八・二〇大本願客殿及び内佛殿再興始る	三・一二〇五・二二回向院で出開帳 五・二五登城(開帳佛と)
〃 三年	25		九・二六登城
〃 四年	26		一二・二七傳法
〃 五年	27	・借金七千兩となり無盡始る。十ヶ年儉約 五・二八着寺、七・一九〇二五元祖六百年忌	一・二三傳法、一・一四布薩(再傳)、 二・二八出立、二・二八京着、三・二二參内、三・二七京出 五・二八和光寺着、四・一〇五・八開帳 五・二五大坂出立) ↑

<p>〃 六年</p>	<p>28</p>	<p>三・九出立</p>	<p>↓ 三・一五着寺、八・二九登城 一〇・一四十四夜阿彌陀經千卷供養十年法要</p>
<p>〃 七年 (一八一〇)</p>	<p>29</p>	<p></p>	<p>一〇・一本堂諸堂修理始る</p>
<p>〃 八年</p>	<p>30</p>	<p>閏二・二五、四・二五、五萬日回向</p>	<p>九・二四地藏堂を釋迦堂横に移轉し鎮守堂を再建 (純君一〇・二七着寺)</p>
<p>〃 九年</p>	<p>31</p>	<p></p>	<p>(純君五・九得度智寶と改む、五・二五傳法) 七・一〇地藏堂再建法要、九・二八登城(智寶と)</p>
<p>〃 一〇年</p>	<p>32</p>	<p></p>	<p>三・二三稻荷秋葉辨天三社合殿修復 五・二八同社遷宮開眼供養</p>
<p>〃 一一年</p>	<p>33</p>	<p>七月御靈屋歲宮修復始る</p>	<p></p>
<p>〃 一二年 (一八一五)</p>	<p>34</p>	<p>三月同右完成</p>	<p>五・二四登城(智寶と) 。庫裡改修</p>

〃 五年	41		
〃 四年	40	三・一〇四・二〇五万五千日回向	一〇・二六登城
〃 三年 (一八二〇)	39	六・一〇八・二一回向院で江戸出開帳	
〃 二年	38		
文政一年 〃 一五年	37		四・一六登城
〃 一四年	36	・儉約五ヶ年延長	三・三〇五・二六和光寺如來を青山で出開帳 (六・一八智寶尼迂化) 一一・二四登城(和光寺如來と)
〃 一三年	35		六・二七智觀上人二十七回忌

〃 六年	42		
〃 七年	43		一一・一二登城
〃 八年 (一八二五)	44	二月本堂屋根ふきかえ始る	
〃 九年	45	六・二七智觀上人三十七回忌 七・二一智善上人百回忌	一〇・二二一四小石河西岸寺の元祖像を青山釋迦堂で出開帳
〃 一〇年	46	・五ヶ年儉約とす	
〃 一一年	47		一二・一〇登城
〃 一二年	48		六・二七富興行(上野常樂院で)始る

〃 一三年 天保一年 (一八三〇)	49	。檢約とす	三・一四善導大師千六百年忌
〃 二年	50	八月本堂屋根ふきかへ成る	八・三〇登城
〃 三年	51	三・五着寺、三・一〇四・二九、六萬日回向 (二・二萬喜宮入寺)	二・二七出立
〃 四年	52	(萬喜宮三・七得度誓圓と改む) 四・七出立	↓ 四・一四着寺、一〇・二〇登城(誓圓と)
〃 五年	53		
〃 六年 (一八三五)	54		
〃 七年	55		一一・一〇遷化、一一・一二出棺 (二・一二〜一九誓圓傳法)
〃 八年	56		六・一三智昭上人葬儀(八・三誓圓繪旨) 一一・四〜一〇智觀上人一周忌